

ICCLP Annual Report 2004

目 次

はじめに

宮廻美明..... 2

研究教育活動

客員教授..... 3

交換プロジェクト..... 5

比較法政シンポジウム..... 7

第 17 回シンポジウムレポート 和田啓子

第 18 回シンポジウムレポート 安井宏樹

比較法政セミナー・フォーラム.....15

第 158 回セミナーレポート 浅香吉幹

第 159 回セミナーレポート 浅香吉幹

第 164 回セミナーレポート 安井宏樹・小館尚文

第 126 回フォーラムレポート 浅香吉幹

第 127 回フォーラムレポート 會澤 恒

比較法政特別講演.....28

日英プロジェクト.....30

第 2 回 Anglo-Japanese Academy 準備会議

東京大学 21 世紀 COE プログラム支援.....31

法科大学院支援.....34

公共政策大学院支援.....36

客員研究員.....38

追悼

故福田有広助教授

「追悼の言葉 - 2004 年 9 月 29 日追悼シンポジウムレセプションにて」

加藤淳子.....41

レポート

「英国 HSBC ホールディングスのコーポレート・ガバナンス」

宮廻美明.....44

論考

「明治お雇い外国人から、2004 年夏法科大学院サマースクールへ」

和田啓子.....48

刊行物一覧

はじめに

比較法政国際センター教授
宮廻美明

ICCLP Annual Report 2004 をお届けいたします。

2004 年度、比較法政国際センターは東京大学及び本研究科をとりまく大きな変化の波のなかで、新しい活動を次々と行ってまいりました。本研究科では 2003 年 9 月に「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」、「先進国における《政策システム》の創出」両プロジェクトが東京大学 21 世紀 COE プログラムとして採択され、また、本年度 4 月 1 日、法科大学院（研究科法曹養成専攻）および、公共政策大学院が設置されました。本センターは設立以来、人的ネットワークの構築を中心とした国際学術交流の推進に努めてまいりましたが、その成果が、これらの新しい研究・教育プロジェクトに広く活用されることになりました。

2001 年 9 月に、英国シェフィールド大学で日英プロジェクト「Anglo-Japanese Academy(AJA)」が開催されましたが、第 2 回 AJA を 2006 年 1 月に、政治系 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」等との共催により、英国ウォリック大学で開催することとなりました。なお、2004 年 8 月には同大学で日英の運営委員会メンバーが集まり、準備会議を開きました。

また、法科大学院主催のサマースクールの支援、公共政策大学院が開催した公共政策セミナーの支援、本研究科の二つの COE プログラムの様々な事業の支援を通して、比較法政国際センターの 10 年以上の国際交流の実績が証明された一年でもありました。

このような本センターの活動も、客員教授あるいは奨学研究員として本センターに滞在した研究者の協力・支援、国内外の研究者の方々の協力、本研究科の教職員の協力が無くでは成り立ちません。来年度も、国際学術交流のネットワークを更に拡大・発展させ、より強固で柔軟な活動を行ってまいりる所存でありますので、皆様の本センターに対するさらなるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2005 年 3 月)

研究教育活動

客員教授

張 勝和

ソウル国立大学助教授

(2004 年 4 月～2004 年 7 月)

<プロフィール>

ソウル国立大学で学び、1988 年よりソウル地方裁判所判事、1991 年より 1994 年までハーバードロースクールに留学。1994 年よりジョージタウン大学ローセンターで国際取引に関する法律問題（韓米関係）を教え(Adjunct Professor)、1995 年 9 月より現職。専門は国際取引法。3 ヶ月の滞在中、第 156 回 ICCLP セミナーにおいて「租税と WTO 補助金協定」と題して報告、また小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.2.に寄稿。

主要論文：

‘Like Father, Like Son: A Progeny of the Antidumping Model for the Shipbuilding Industry’, 24 *Michigan Journal of International Law*, 2003; ‘A Comment on the Permanent Panel Body’, 6:1 *Journal of International Economic Law*, 2003; ‘WTO Disciplines on Fisheries Subsidies: A Historical Step towards Sustainability?’, 6:4 *Journal of International Economic Law*, 2003; ‘Interaction between Trade and Competition: Why a Multilateral Approach for the United States?’, *Duke Journal of Comparative and International Law*, 2004.

ブルース・アロンソン

コロンビア・ロースクール日本法研究センター研究員・弁護士

(2004 年 5 月～2004 年 7 月)

<プロフィール>

ボストン大学、ハーバード大学、同志社大学で学んだ後、長島・大野法律事務所、ヒル・ベッツ・アンド・ナッシュ法律事務所、ヒューズ・ハバード・アンド・リード法律事務所勤務、1989 年同法律事務所パートナーを経て、2000 年フルブライト上級研究員（本学客員研究員として在籍）2002 年 7 月より現職。専門は会社法、商法。2 ヶ月の滞在中、第 157 回 ICCLP セミナーにおいて「アメリカのコーポレートガバナンスから何が学べるか」と題して報告、また小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.2 に寄稿。

主要論文：

‘Reconsidering the Importance of Law in Japanese Corporate Governance: Evidence from the Daiwa Bank Shareholder Derivative Case’, 36 *Cornell International Law Journal*. 11, 2003; ‘Learning From Comparative Law in Teaching US Corporate Law: Director’s Liability in Japan and the US’, 21 *Penn State International Law Review* (Penn St. Int’l L Rev), 2003.

*2004 年 8 月よりクレイトン大学ロースクール教授

二宮正人

サンパウロ大学教授

(2004 年 11 月～2005 年 2 月)

<プロフィール>

サンパウロ大学、東京大学で学んだ後、サンパウロ大学助教授を経て、1986 年より同大学法学部教授。専門は国籍法、国際私法、出稼ぎ問題。滞在中、「イベロ・アメリカ法」を担当。また、厚生労働省、JICA、日本銀行等でのブラジル法、出稼ぎ労働者の法的問題をテーマに講演し、浜松、神戸等でも講演を行い、小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.2 に寄稿。

主要著書：

『ブラジル法要説－法令・判例へのアプローチ』（共編著 アジア経済出版会、1993 年）『日本・ブラジル両国における日系人の労働と生活』（共著 日刊労働通信社、1994 年）『ブラジル開発法の諸相』（共編著 アジア経済出版会、1994 年）『ポ日法律用語集』（共編著 有斐閣、2000 年）「在日外国人に対する法情報提供」（『ジュリスト』1284 号 2005 年）

アンソニー・グランディー

リンクレータース東京代表・パートナー

(2005 年 1 月～2005 年 5 月)

<プロフィール>

オックスフォード大学で学んだ後、1978 年 Linklaters 勤務、1986 年より同パートナーとして、ロンドン、東京、香港、シンガポール事務所での弁護士活動を行い、2000 年より現職。専門は国際資本市場法。滞在中、神田秀樹教授ゼミ「金融法演習」でゲストとして講義を行っている。

主要論文：

「国際資本市場への日本の参加 - 外国人の視点から」（『国際弁護士の 100 年 1897～1997』池田成史・布浦信夫 訳、青木・クリステンセン・野本法律事務所、1999 年）

交換プロジェクト

ミシガン・コロンビア交換プロジェクト

本プロジェクトにより、本センターはコロンビア・ロースクール及びミシガン・ロースクールより研究者を招聘し、「現代アメリカ法」の連続講演を行ってきた。2004 年度春学期には、ミシガン大学より、スティーブン・P・クローレイ教授、ブリジット・M・マコーマック教授を、コロンビア・ロースクールからは、バーバラ・A・シャッツ教授及びジョン・F・ウィット助教授が来日した。また、本研究科からは、2005 年 3 月に廣瀬久和教授がコロンビア大学を訪問した。

スティーブン・P・クローレイ ミシガン大学ロースクール教授

専門: 行政法、不法行為

主要論文:

‘White House Review of Federal Agency Rulemaking: An Empirical Investigation’, *University of CHICAGO Law Review* 70, no.3, 2003: 821-85.

ブリジット・M・マコーマック ミシガン大学ロースクール教授

専門: クリニカル・ロー

主要論文:

‘Dial-In Testimony.’, co-authored with Richard D. Friedman, *University of Pennsylvania Law Review* 150, no. 4, 2002: 1171-253.

バーバラ・A・シャッツ コロンビア大学ロースクール教授

専門: 非営利団体研究、地域共同開発、クリニカル・ロー

ジョン・F・ウィット コロンビア大学ロースクール助教授

専門: アメリカ法制史、不法行為

主要著書:

The Accidental Republic: Crippled Workingmen, Destitute Widows, and the Remaking of American Law, Harvard University Press, 2004

CEVIPOF との交流

国立政治学財団(FNSP)附属現代フランス政治研究所 (CEVIPOF) より、アンヌ・ミュクセル (Anne Muxel) 研究主任が 10 月に来日し、第 161 回比較法政セミナーで「ヨーロッパにおける代表民主制と参加民主制 - 新たな市民権のモデルか? 」と題し報告等を行った。

アンヌ・ミュクセル 国立政治学財団附属現代フランス政治研究所研究主任

専門: 政治行動、ヨーロッパ比較政治

主要著書:

Les jeunes d'Europe du sud et la politique: Une Enquête Comparative France, Italie, Espagne (en collaboration avec Marlanine Cacouault), L'Harmattan, Paris, 2001; 'La participation politique des jeunes: soubresauts, fractures, ajustements', *Revue française de science politique*, volume 52, numéro 5-6, 2002; *Les étudiants de Sciences Po*, Presses de Sciences Po, Paris, 2004.

比較法政シンポジウム

第 16 回比較法政シンポジウム 2004.7.10 法学政治学系総合教育棟

「電子政府とガバナンス」

開会挨拶： 城山英明 東京大学助教授・COE 事業推進担当者

キーノートスピーチ：

ジェーン・ファウンテン ハーバード大学ケネディスクール公共
政策準教授

パネルディスカッション 「日本・アジアなどの状況プレゼンテーション」

パネリスト： ジェーン・ファウンテン

工藤裕子 早稲田大学助教授

「アジア（星）の電子政府と組織変容」

葛西重雄 経済産業省 CIO 補佐官

「日本の電子政府 CIO 補佐官から見た現実」

廣川聡美 横須賀市企画調整部 情報政策担当部長

「自治体の先進事例」

コメント： 安田 雪 東京大学 21 世紀 COE ものづくり経営研究センター特任助
教授

奥村裕一 日本貿易振興機構アジア経済研究所理事

閉会挨拶： 森田 朗 東京大学公共政策大学院長・COE 事業推進担当者

司 会：城山英明

共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》
の創出」

学術創成プロジェクト「ボーダレス化時代における法システムの再
構築」

第 17 回比較法政シンポジウム 2004.7.22 ストリングスホテル東京

「日米のコーポレート・ガバナンスを考える」

第 1 部

主 題：エンロン事件に関する米国政府調査結果の概要

報 告：クリストファー・H・ハンナ サザン・メソジスト大学ロースク
ール教授

日本語抄訳：神田秀樹 東京大学教授

第 2 部

主 題：米国企業改革法の概要

報 告：宮廻美明 東京大学教授

第 3 部

主 題：最近の米国におけるコーポレート・ガバナンスの動向

報 告：マーク・ラムザイヤー ハーバード大学ロースクール教授

第4部

主 題：米国におけるコーポレート・ガバナンスの日本への影響

報 告：神田秀樹

挨拶・司会：神田秀樹

【レポート】

今回のシンポジウムは、株式会社東京証券取引所による寄付講座「国際資本市場法」設置記念として開催された。この寄付講座は、1993年10月に財団法人学術振興野村基金によって設置された寄付研究部門「国際資本市場法」が10年を経て2003年9月に終了されたことから、同部門によって大きな成果をあげた本センターの研究活動を引き継ぎ、2004年4月1日より新たに寄付講座として設置されたものである。本寄付講座の設置により、これからも広く世界の資本市場における証券取引法および会社法等の各種の法領域についての研究、また関連する各国の法制度や政治制度についての多角的・総合的な比較研究を行うことが可能になった。

シンポジウムは本センター運営委員長神田秀樹教授の司会により行われた。

第1セッションのクリストファー・ハンナ教授によるエンロン事件に関する米国政府調査結果の概要報告から始まり、第2セッションでは、宮廻美明教授が米国企業改革法の制定の経緯、米国における証券取引規制と企業改革法の関係、企業改革法の適用範囲、構成、条項を取り上げ、日本の企業及び会計監査人に対する適用（301条関係）について、適用除外とその問題点等について報告した。第3セッションでは、マーク・ラムザイヤー教授が米国におけるコーポレート・ガバナンスの最近の動向について、エンロン事件、ワールドコム事件に言及し、その影響、米国における近年の法改正、その重大な誤り、また三輪芳朗教授との共同研究における外部取締役の企業パフォーマンスへの影響力について、持論を述べた。第4セッションでは、神田教授が米国におけるコーポレート・ガバナンスの動向が日本へどのような影響を与えているかについて報告した。一般的には、日本の法改正は、米国を含む外国の制度や状況が参照されるが、直接、法改正の契機となったことは少ないこと、近年の法改正は、国内的な状況が原動力となっている場合が多い、また実務においても制度と同様の傾向があることを指摘した。エンロン事件等の日本の制度への影響については、影響を受けたと考えられる例として2003年の公認会計士法改正、同年の証券取引法ディスクロージャー制の改正をあげ、直接的な影響ではないが関係分野に関する法改正として、2002年の商法改正と2004年の証券取引法改正を指摘し、個々の法改正について検討した。また、コーポレート・ガバナンス全般の状況として、東京証券取引所「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」（2004年）、OECD「コーポレート・ガバナンスに関する諸原則」（2004年）を例としてあげた。そして、日本に残されている課題として、商法関係では、1）監査役設置会社における内部システムの位置づけと義務づけ、2）ストック・オプション

制度の改善、3) 社外監査役制度の運用、4) 法令上のルールか証券取引所のルールか、という諸問題、また、証券取引法関係では、ディスクロージャーの問題があると指摘した。

今回のシンポジウムは、大学の社会貢献、研究成果の社会への還元の一試みとして、主に実務家を対象に開催されたものである。約 60 名の参加者を迎え、満席のフロアからの質問を受け、活発な意見交換が実現した。

(*参照：Annual Report2004 (English) p. 9-11 by Professors Christopher Hanna and Mark Ramseyer のプレゼンテーションの概要)

また、シンポジウム終了後、本寄付講座設置記念のレセプションが開催された。高橋宏志本研究科長(本センター長兼務)及び、株式会社東京証券取引所浦西友義執行役員の挨拶が行われ、引き続き、なごやかな雰囲気の中での歓談が行われた。

(和田啓子)

第 18 回比較法政シンポジウム 2004.9.29 東京大学法学部 4 号館 8 階会議室

「歴史の中の共和主義 - 福田有広氏追悼シンポジウム」

第 1 部 シンポジウムの趣旨説明と福田有広氏の追悼

司 会：加藤淳子 東京大学教授・COE 事業推進担当者

挨拶：高橋 進 東京大学教授・COE プログラム拠点リーダー

研究報告：犬塚 元 日本学術振興会特別研究員・立教大学非常勤講師

第 2 部 報告と討論

主 題：Machiavelli on Provocatio and Imperium

報 告：ロベルト・ファルネーティ カリフォルニア大学ロサンゼルス校客員
助教授・ボローニャ大学研究員

主 題：Mixed Government and Mixed Sovereignty in the Seventeenth Century

報 告：キンチュ・ヒュークストラ オックスフォード大学講師

司 会：蒲島郁夫 東京大学教授

主 題：‘A ognuno puzza questo barbaro dominio’ - Machiavelli and the
German Strife for Liberty

報 告：ペーター・シュレーダー ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジ
講師

主 題：Ciceronean Moment: Montesquieu and the French Republican Tradition

報 告：川出良枝 東京都立大学教授

司 会：加藤淳子

コメント：安武真隆 関西大学助教授

松本礼二 早稲田大学教授

共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》
の創出」

【レポート】

2003年11月16日に39歳の若さで急逝された福田有広助教授を追悼するシンポジウムを、東京大学21世紀COEプログラム「先進国における《政策システム》の創出」と共催した。このシンポジウムは、生前の福田助教授が2004年春の開催を目指して準備を進めていた企画を引き継ぎ、実現させたものである。

第1部では、加藤教授によるシンポジウムの背景説明と、高橋進COE拠点リーダーからの開会演説が行われた後、福田助教授の指導を受けた犬塚元博士が「福田有広(1964-2003):その著作と業績」と題する報告を行った。犬塚報告は、学界への福田助教授の貢献として、1)これまで対極的な存在と見做されてきたハリントンとホブズは、主権による無秩序の克服という目標を共有していたこと、2)公民的徳を根幹視するポーコック教授の共和主義理解に対して、ハリントンの共和主義にとっては「支配権」(imperium:命令を下し、服従を引き出す権力)とそれを支える政治機構こそが本質的なものであったこと、3)西洋の政治思想史は、「支配権」と「抗告」(provocatio:権力からの命令に対する人民全体への異議申し立て)という二つの伝統によって織りなされてきたこと、等を指摘した。

第2部では、西洋政治思想史における共和主義の諸問題について、報告とコメントが行われた。

ファルネーティ報告では、福田助教授が近年手がけてきた研究を素材としつつ、西洋政治思想史において「支配権」と「抗告」という相対立する二つの概念が有してきた意味が論じられた。福田助教授は、マキアヴェリとハリントンを「支配権」の伝統に、ロックを「抗告」の伝統の中にそれぞれ位置付けた。ロックの説く「天への訴え」(革命権)の意味を「抗告」に縮小してしまう福田助教授の解釈はやや失当であるが、西洋政治思想史をこの二つの概念で整理しようとしたことは妥当である。国家がなければ人民ではなくマルチチュードでしかないと論じたホブズは「支配権」論者であり、「支配権」の成立以前に人民が存在していたとしたルソーは「抗告」論者である。この二つの概念の区別は、西洋政治思想史研究の新たな分析道具となるばかりでなく、揺らぎの中で「抗告」の要素が弱まりつつある今日の政治を考える際にも有用である。

フロアとの質疑応答では、西洋の知的伝統における統治と司法の二元性を説いたマキルヴェインとの関係や、「抗告」の今日的意味などが質問され、報告者からは、福田助教授の研究の方が洗練されていたこと、また、ネグリ、ハートらの『帝国』論にもあるようにマルチチュードへの関心は高まっている、といった応答が為された。

ヒュークストラ報告では、福田助教授の主著にちなみ、ホブズにとっての混合政体論の意味が論じられた。福田助教授が指摘した通り、ホブズとハリントンは「支配権」を重視した点で共通しており、両者の対立点はその行使方法にある。し

かし、福田助教授は言及していないが、ホッブスは主権の態様と行使方法とを区別しており、主権の分有(mixed sovereignty)は拒否しながらも、統治機構の分立(mixed administration of government)は当然視していた。その点で、両者の距離は福田助教授が解釈したよりも近い。また福田助教授は、ホッブスにおける主権の絶対性は主権者の圧倒的な力に起因するものだとしているが、ホッブスは『レヴィタス』で被治者の同意の重要性を指摘している。

フロアとの質疑応答では、ホッブスの議論は時代状況にどの程度拘束されていたのか、ホッブスの中で理性と叡智はどのような関係にあったのか、といった点が議論された。報告者からは、ホッブスの議論にはかなりの一貫性が見られるという点と、相対的には叡智よりも理性を重視しているという点が指摘された。

シュレーダー報告では、ヘーゲルとフィヒテのマキアヴェリ受容を通じて、三者に見られる自由と国家の両義的關係が論じられた。独仏の啓蒙思想家はマキアヴェリを否定的に評価してきた。しかし、ナポレオン戦争に翻弄されたドイツを目の当たりにしたヘーゲルとフィヒテは、同じように外国の干渉に苦しんだイタリアを背景とするマキアヴェリの思想を肯定的に受容した。すなわち、実力を持つ統一的な国家こそが災厄を防ぎ、自由を保障し得ると考えたのである。また両者は、国民が国家との一体性を認識し、その正統性を根幹部分で担うことを重視した点でもマキアヴェリを継承した。但し、ヘーゲルとマキアヴェリは民衆の恒常的政治参加には消極的であり、彼らを民主主義者視することはできない。フィヒテは、マキアヴェリ同様、国家と自由の緊張関係を認識していた。したがって、彼らが国家を神格化していたと解するのは失当である。

フロアとの質疑応答では、ヘーゲルにおける国家と民族・自由との緊張関係や、フィヒテにとってのマキアヴェリ思想の注目点(君主か、国民か)等が論じられた。

川出報告では、モンテスキューの共和主義理解が扱われた。共和主義には、政体論としての側面と、望ましい市民像をめぐる議論という側面の二つの位相がある。議論を混乱させないためには、この点を押さえておくことが肝要である。モンテスキューの場合、力点は市民像の側面にあった。但し、混合政体は自由の保持に資するという点から肯定的に評価した。この点で彼はハリントンと意見を異にしている。またモンテスキューはキケロの信奉者であり、個々の政治共同体への献身よりも人類全体への義務を尊重すべきだと考えた。この点で、モンテスキューは古代の公民的徳だけでなく、近代自然法思想の流れに位置づけられる。

フロアとの質疑応答では、フランスの知的伝統におけるモンテスキューの共和主義理解の意義や、モンテスキューにとってのキケロやローマの持つ意味などが論じられた。報告者からは、モンテスキューの共和主義理解はフランスの知的伝統に沿ったものであること、近代自然法思想自体がキケロに喚起された面を持つこと、モンテスキューにとってのローマの意味は政体論と自由論の両面があることなどが指摘された。

休憩の後、コメンテーターによる4報告へのコメントが行われた。

安武教授からは、福田助教授の共和主義理解は「抗告」よりも「支配権」に傾斜したものであったとの整理が為された上で、１）ファルネーティ報告の「抗告」重視は共和主義理解の上でどれだけ有意なのか、２）ヒュークストラ報告の大意には同意するが、ホッブスの絶対民主政・絶対貴族政への恐怖をどう考えるか、３）ヘーゲル・フィヒテのマキアヴェリ受容は、自由は立憲国家の下でなければ成り立たないとしたハリントンと同旨ではないか、４）キケロにある「抗告」の要素はモンテスキューに受け継がれているのか、といった質問が出された。

松本教授は、丸山真男の『政治学入門』に記されたエピソードを引いて、日本ではマキアヴェリが専ら権力闘争や権謀術数というイメージと結びつけられてきたことを紹介した。これは、反面で日本での政治イメージを表すものである。丸山自身の荻生徂徠研究も中世キリスト教政治思想との類似性を指摘している。さらに丸山は、「無責任の体系」批判でも政治と倫理の関係を論じた。他方、明治日本の政治指導者は国家理性をマキアヴェリの本旨に沿って的確に理解していたが、それは昭和期には失われてしまった。

両コメントに対して、各報告者から、１）共和主義には両要素があり、近代においてそれらの洗礼を受けていない思想家はいない、２）委任の範囲を超えなければ「絶対」であってもホッブスは恐怖視しない、３）ヘーゲル・フィヒテはハリントンと違って共和主義論者ではない、４）モンテスキューに「抗告」の要素が弱いことは確かである、といった応答が為された。

政治思想史のかなり専門的な内容を扱ったシンポジウムであったが、学内外から多数の参加者があった。これは、一面では、専門を超えたアカデミックな交流を幅広く行っていた福田助教授の遺徳を偲ばせるものと言える。しかしそれだけではない。グローバル化をはじめとする変容が進む中、既存の体制や秩序が揺らいでおり、改めて「政治」や「公共性」というものを問い直す必要が生まれていることの反映でもあろう。また、それぞれの報告の中には、他の研究分野にも一定の示唆をもたらす要素が含まれていた。例えば、ホッブスが主権の所在・態様と行使方法を区別していたというヒュークストラ報告での指摘は、「主権の体」と「主権の用」を区別した伊藤博文『憲法義解』の明治憲法４条の解釈を想起させるものであったし、シュレーダー報告はドイツ自由主義が抱えた「国家」という問題に改めて光を投げかけるものであった。このように有意義なシンポジウムを持てたことは幸せなことであったが、それを企画してくれた福田助教授を失ってしまったことは非常に不幸なことであると言えよう。

シンポジウム終了後にフォレスト本郷で開催されたレセプションにも大勢の出席者があり、共に福田助教授を偲んだ。谷口将紀助教授による心のこもった司会の下、佐々木毅総長をはじめ、高橋宏志研究科長、高橋進 COE 拠点リーダー、杉田敦・法政大学教授、加藤淳子教授から故人を偲ぶスピーチが行われ、会場には目頭

を押さえる姿も見られた。

(安井宏樹)

第19回比較法政シンポジウム 2004.11.12 東京大学法学部4号館8階会議室

主 題：政党の政策位置に関する考察 - 専門家調査の比較からの接近
報 告：マイケル・レイヴァー ダブリン・トリニティ・カレッジ教授
コメント・司会：

加藤淳子 東京大学教授・COE 事業推進担当者

共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》
の創出」
法学政治学研究科寄付講座「政治とマスメディア」

第20回比較法政シンポジウム 2004.12.4 丸ビルホール

「法曹倫理と生命倫理」

総合司会：伊藤 眞 東京大学教授

挨拶：高橋宏志 東京大学大学院法学政治学研究科長

第1部

主 題：生命倫理と法曹倫理 - 医療と法における利益相反
報 告：レベッカ・ドレッサー ワシントン大学ロースクール教授
要 約：樋口範雄 東京大学教授

第2部

主 題：法曹と医療専門家における利益相反
報 告：ピーター・ジョイ ワシントン大学ロースクール教授
要 約：樋口範雄

第3部

主 題：課題としての法曹倫理
報 告：加藤新太郎 司法研修所教官・判事

第4部

主 題：医療倫理と医学研究倫理
報 告：大内尉義 東京大学教授・医学部倫理委員会委員長

第5部

主 題：医療倫理と法曹倫理 - 新たな「公共性」の地平をめざして
報 告：児玉安司 弁護士・医師

第6部

主 題：法曹倫理と生命倫理についての一管見 - 自律と強制、倫理と法の関係
を中心に

報 告：田中成明 京都大学大学院法学研究科教授

総合ディスカッション

特別発言： 畔柳達雄 弁護士

閉会挨拶： 伊藤 眞

共 催：学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」
東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスローセンター
東京大学 21 世紀 COE プログラム「国家と市場の相互関係における
ソフトロー」

協 力：株式会社有斐閣

**第 21 回比較法政シンポジウム 2005. 2. 22 フォーシーズンズホテル丸の内東京
「国際的 M&A とわが国の会社法」**

挨 拶：神田秀樹 東京大学教授

主 題：会社法の現代化と組織再編の概要

報 告：宮廻美明 東京大学教授

主 題：M&A 法制の国際比較とわが国の会社法

報 告：神田秀樹

主 題：外資による日本企業の買収と対応策

報 告：三笥 裕 東京大学法科大学院助教授・弁護士

主 題：敵対的買収 / 防衛策と M&A 法制

報 告：武井一浩 東京大学法科大学院客員助教授・弁護士

司 会：宮廻美明

(*本シンポジウムの詳細は『商事法務』No.1730、2005 年 4 月号及び No.1731、2005 年 5 月号掲載予定。)

比較法政セミナー・フォーラム

比較法政セミナー

第 151 回比較法政セミナー 2004.4.21

主 題：アメリカ信託法典制定の意義
報 告：デイビッド・イングリッシュ ミズーリ大学ロースクール教授
用 語：英語
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会

第 152 回比較法政セミナー 2004.5.11

主 題：地球規模での法改革 - その主体となる組織と手続
報 告：ランス・リーブマン コロンビア大学ロースクール教授
用 語：英語
司 会：寺尾美子 教授
共 催：英米法研究会 他

第 153 回比較法政セミナー 2004.5.12

主 題：ソフトローのハードな検討 - アメリカ法の立場から
報 告：デイビッド・ウエストフォール ハーバード大学ロースクール教授
用 語：英語
司 会：中里 実 教授
共 催：ビジネスローセンター（「第 9 回 BLC セミナー」） 他

第 154 回比較法政セミナー 2004.5.19

主 題：20 世紀初頭におけるアメリカの市民的自由 - 表現の自由が脚光を浴びる前の時代に
報 告：ジョン・ウィット コロンビア大学ロースクール助教授
用 語：英語
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会

第 155 回比較法政セミナー 2004.6.3（報告者の事情により中止）

第 156 回比較法政セミナー 2004.6.8

主 題：租税と WTO 補助金協定
報 告：張 勝和 ソウル国立大学助教授・本センター客員教授
用 語：英語

司 会：増井良啓 教授

共 催：ビジネスローセンター（「第 10 回 BLC セミナー」） 他

第 157 回比較法政セミナー 2004.6.15

主 題：アメリカのコーポレートガバナンスから何が学べるか

報 告：ブルース・アロンソン コロンビア大学ロースクール日本法研究センター研究員・本センター客員助教授

用 語：英語・日本語

司 会：神田秀樹 教授

第 158 回比較法政セミナー 2004.6.17

主 題：憲法のもとでの刑罰 - 最近の最高裁判所法理

報 告：スティーブン・P・クローレイ ミシガン大学ロースクール教授

用 語：英語（日本語抄訳あり）

司 会：浅香吉幹 教授

共 催：英米法研究会

【レポート】

合衆国最高裁判所は、近年の開廷期、州が妥当とみなしさえすれば、犯罪行為に對しどれほどの長さの刑でもほとんど無制限に科す権限を州が有するものと判示している。Ewing v. California (2003)などの重要な判決において最高裁は、合衆国憲法第 8 修正の「残虐または異常な」刑罰の禁止が刑事罰の期間には及ばないと明言した。これらの事件は、カリフォルニアなど諸州のいわゆる「三振」法のもとで、軽微な窃盗に対して嚴罰を科された人々によって持ち込まれた。これらの法律のもとでは、軽微な窃盗でも 3 回目の犯罪であれば、拘禁 25 年も、あるいは終身刑すら科されうる。最高裁はこのような刑罰も違憲とはしなかった。むしろ最高裁は、刑罰の分野では州が妥当とみなすままに規制してよろしいとしている。その結果、残虐異常な刑罰の禁止は、身体刑、軽い犯罪に対する死刑、未成年者に対する死刑、といった限られた領域にのみ及ぶものとなっている。こういったことが連邦主義の長所、または短所である。

同時に同じ最高裁は、不法行為で賠償される懲罰的損害賠償については実質的な制約を課している。State Farm v. Campbell (2003)に代表されるこの種の事件で最高裁は、不法行為被告の悪質な行為に対して州が罰する権限はデュー・プロセス条項によって制約されている、と判示してきた。とくに最高裁は、実損害の 9 倍を超える懲罰的損害賠償を認めない強い推定 - 今や有名な 9 対 1 比率 - を設定し、陪審によって認定された懲罰的損害賠償額と類似事件で認められまたは課される民事罰との差など、さまざまな考慮を反映すべきであるとした。

刑事罰に関する事件では第 8 修正が解釈されているのに対し、後者の類型の事件

ではデュー・プロセス条項に最高裁が依拠しているため、これら 2 系統の法理の間に厳密にいった論理的または法理的な矛盾があるということではない。しかし違いは明白である。というのは、懲罰的損害賠償事件においては、最高裁はかなり踏み込んで州権を制約している。連邦主義は Campbell 判決では機能せず、まったく同じ最高裁がこのような結論に至るとは驚きである。

さらに皮肉なことがある。民事事件では最高裁は、州外で起きたり他州の市民に関わる行為に対して損害賠償を課してはならないと述べた。刑事事件では最高裁は、奇妙な違いであるが、カリフォルニアがその三振法のおかげで前科 2 犯を他州へ逃避させるのに成功した、という事実を問題としなかった。州は他州での不法行為について損害賠償を課してはならないが、犯罪者を他州に輸出することはできるのである。

問題は、それはなぜか、ということである。残念ながらこれらの判決を一貫して説明するうまい方法はない。手っ取り早い答え方は、犯罪は不法行為よりかなり重大である、ということである。しかし事実は逆になっている。刑事事件では被告人は、数百ドル程度のゴルフクラブのような商品を盗んでいるのに対し、Campbell 事件では、被告は保険加入者から何百万ドルも騙し取っている。それゆえ、社会への有害性という点からは結果を説明できない。別の可能性ある解決法は、刑事手続での保護が刑事被告人を過大な罰から守っている、ということである。しかしここでもまた、事案はこのような答えにそぐわない。また別の可能性は、刑事制裁には立法部が正統性を付与しているのに対し、民事罰はやりたい放題の陪審が恣意的に課している、ということである。しかし実際には、ほとんどの州では不法行為損害賠償は制定法の制約に服しているし、損害額縮減決定といったコモン・ローの法理によって裁判官もいつだって陪審の賠償額認定を減額することができる。最後に、懲罰的損害賠償が不法行為事件で課されるような行為類型にはすでに救済手段が提供されている、と考えるかもしれない。しかし実際には、被告は典型的には、Campbell の事案がやはり示す通り、せいぜいちょっとした民事的ないし行政的制裁を課される程度である。言い方を変えれば、懲罰的損害賠償は二重処罰にはならない。最後に皮肉な答え方としては、デュー・プロセスの判決で利益を享受する大企業に対しては最高裁判所の多数派である保守派が肩入れしているが、刑事被告人に対してはあまり気にかけていない、というものがある。しかし最高裁はこれらの事件での表決では保守・リベラルにきれいに分れておらず、スカリア裁判官などはいずれの系統の事件でも最高裁が州権を尊重すべきであるとして、懲罰的損害賠償事件では反対意見に回っているように、このような答え方では説明できない。

(スティーブン・P・クローレイ 日本語訳 浅香吉幹)

第 159 回比較法政セミナー 2004.6.22

主 題：アメリカのエリート・ロースクールにおけるクリニックおよびクリニック教員の非分離化

報 告：ブリジット・M・マコーマック ミシガン大学ロースクール教授
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：浅香吉幹 教授
共 催：英米法研究会

【レポート】

アメリカのロー・スクールにおける過去 20 年間の臨床教育の発展は、現代のアメリカ法学教育をめぐる重要な出来事の 1 つである。伝統的な法学教育に対して浴びせられてきた批判と、その伝統的教育を臨床方法で補うべきであるとする説得力のある主張とが結びついて、アメリカのエリート・ロー・スクールの学生に第一級の臨床教員と臨床科目が提供されるようになった。

伝統的法学教育に対して段々と高まってきた批判は以下のようなものである。伝統的法理教育科目の内容と教育方法では、学生への教育として十分ではない。ロー・スクールの伝統的法理科目では、法準則の内容と構造、そしてわずかながらにそれらの準則の理由付け方法について教えている。たいへんうまくいった科目が終わったときには、学生は一連の適用準則の背後にある指導原理を理解し、それらの原理を理解するのに別の分析方法を用いることができるようにはなるが、学生が依頼者のために、学生自身で使いこなせる準則、指導原理、あるいは理由付け方法（すなわち主として判例、制定法解釈、法理体系性）を生の事案に適用する立場に立つことはほとんどない。明確な事案を前提とする判決についての質問に答える、しかも即座に答えるように学生は一般に訓練されているが、学んだ準則や理由付け方法を、問題を解決するために用いることはできないのである。

たいていの伝統的法学教育はこういった枠組みに従っているので、学生の印象としては、問題発見とか問題解決といったその他の重要な、法に関わる思考過程も、重要ではないとか知的ではない、あるいは少なくとも自分の訓練期間では体系的に学ぶのに適していない、ということになってしまう。これは議論が転倒していてひどい話であるし、学生そして弁護士も、学問的分析を実務的思考と対極にあるものと見始めている。弁護士の教育の一部として、問題の発見と解決を学び、自らの判断能力を高めることがあるべきである。最後に、ロー・スクールは 3 年間であるが、実務での弁護士の教育はその 10 倍から 20 倍も続く。もし我々が学生に、ロー・スクールでの経験から学ぶように教えないとしたら、それは有害である。

臨床教育は伝統的法学教育のこういった隙間を埋めるものである。臨床科目は単なる技術訓練を施すものとして考えられてきたし、学生もたしかに臨床科目で技術を学ぶものであるけれども、技術なんかよりも教育方法こそ学生に多くをもたらすものである。臨床科目では、実際の依頼者を素材にするものであれば仮説事例を用いるものであれ、学生は現実の問題に取り組む。取り組む問題は、具体的で、複雑で、加工されていない。学生は必要なだけ事案を解明する責任を負う。学生はその事件に関しては弁護士であり、第 1 の判断者である。そのため、依頼者、相手方弁護士、

証人、裁判所職員との対応をすべてしなければならない。そして最後に、学生の成果は教員により、綿密で体系的な批判的評価にされされる。こういった評価の目的は、選択と経験を理解し、将来の選択と行動を予測するためのモデルを確立することにある。本質的に学生は自らの経験から学ぶことを学ぶことで、自省的な実務家になれるのである。

ミシガン大学ロー・スクールの臨床科目では、これをあらゆる段階で行っている。第1年次の法実務科目では、学生は役割を課せられ、その成果は教員の評価にされされる。第2年次までに、実際の依頼者を素材とする多くの臨床教育科目のどれか1つに参加して、自らの1年次の問題解決技術の修得を試すことができる。各学年のほぼ半数は、実際の依頼者を素材とする臨床科目に登録し、その他のうちの相当程度も、同じ方法論で仮説事例を用いるクラスに登録している。その結果、我校の学生にとって伝統的教育の質も向上し、実務での経験から有効に学び続ける能力を備えてロー・スクールを巣立っているものと考えている。

(ブリジット・M・マコーマック 日本語訳 浅香吉幹)

第160回比較法政セミナー 2004.6.29

主 題：日本とアジア地域 - 中国との競合と協調

報 告：T・J・ペンペル カリフォルニア大学バークレー校教授

用 語：英語

司 会：藤原帰一 教授

共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」

第161回比較法政セミナー 2004.10.25

主 題：統合ヨーロッパにおける代表民主制の変容

報 告：アンヌ・ミュクセル 国立政治学財団付属現代フランス政治研究所研究主任

「ヨーロッパにおける代表民主制と参加民主制 - 新たな市民権のモデルか？」

パスカル・ペリノー 国立政治学財団付属現代フランス政治研究所所長

「先進民主制における政党の役割の歴史的展開」

用 語：フランス語（日仏の通訳あり）

司 会：伊藤洋一 教授

共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」 他

第162回比較法政セミナー 2004.11.25

主 題：信託義務の構造 - 米国での議論を中心にして
報 告：神谷高保 法政大学教授
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会

第 163 回比較法政セミナー 2004.12.7

主 題：アメリカにおける法曹倫理の教育と実践
報 告：ピーター・A・ジョイ ワシントン大学ロースクール教授
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会

第 164 回比較法政セミナー 2005.1.12

主 題：ヨーロッパの福祉国家・社会政策をめぐって
報 告： 安井宏樹 本センター研究員
「シュレーダー政権の『アジェンダ 2010』改革 - ガヴァナンスの
変容？」
小舘尚文 COE 特任研究員
「イギリス医療政策と分権化」
司 会：伊藤 武 COE 特任講師
共 催：東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》
の創出」

【レポート】

本セミナーは、欧州統合の原動力、経済領域において主軸となってきたドイツとイギリスの2カ国に焦点をあて、両国の社会政策に見られる変化の過程およびその成果を検討することを趣旨として行われたものである。

報告は、安井宏樹比較法政国際センター研究員による「シュレーダー政権の『アジェンダ 2010』改革 - ガヴァナンスの変容？」と題したドイツに関する報告と小舘尚文東京大学 COE 特任研究員による「イギリスの医療政策と地方分権：政治は政策を創り出せるか？」の二本から構成されている。

セッション 1

「シュレーダー政権の『アジェンダ 2010』改革 - ガヴァナンスの変容？」

報告概要

ドイツのガバナンス構造は、政策立案・執行の段階での団体の影響力の強さと、政策決定での政党間競争の強さとが組み合わさっている。また、連邦制の下、野党

が州政府を通じて決定に影響を及ぼし得る。そのため、ドイツでは多様なアクターの合意がなければ有意な決定が行いにくい。1990年代のドイツは、東部経済の再建やグローバル化・欧州統合への対応といった課題に直面しながらも、有効な対応を機敏に行うことができなかった。

しかし、そうしたガバナンス構造にもかかわらず、シュレーダー政権は2003年3月に競争力強化投資と社会保障給付厳格化を骨子とする改革案「アジェンダ2010」を提示した後、それに基づく福祉・労働市場改革を約9ヶ月で実現した。その原因としてガバナンス構造の若干の変化を指摘することは可能である。財政安定・成長協定に基づいて欧州委員会が2003年初頭に行った経済・財政危機打開策報告要求は、改革に抵抗する団体を政党が迂回して行動する契機を生み出した。また、「下から」の合意を待たず、政府寄りの「専門家」諮問委員会の答申を利用して「上から」説得するという政治手法が取られたりもした。

だが、ドイツのガバナンスを変化に対して鈍重なものとしてきた政策決定構造が完全に一新されたわけではない。したがって、この改革の成功は主としてアクター間の力関係や選好の偶発的な布置に支えられたものである。すなわち、社会保障縮小に反対していた労働組合は2003年春から夏にかけての内紛と労働争議敗北によって改革に抵抗する能力が弱まっていた。社会民主党左派も「アジェンダ2010」に抵抗感を持っていたが、長い野党経験の後に総選挙での連勝を勝ち取ったシュレーダーの個人人気を押し切る力はなかった。他方、経済界・中道右派野党にとって改革は好ましい方向性への変化であった。また、中道右派野党の間では政策対立や権力闘争が続き、改革を妨害して与党を追いつめる能力・意図を低下させていた。このような布置の下、「アジェンダ2010」改革は実現した。

2004年に入ってアクター間の力関係が変化すると、改革をめぐる情勢も変化した。労働組合が態勢を立て直して巻き返しを始め、欧州議会選挙・州議会選挙の時期が近づくにつれ、シュレーダー政権の改革政策は徐々に後退した。この間、連邦制改革も検討されたが、ドイツのガバナンス構造を変化させるものにはなっていない。

質疑応答

質疑応答では、ドイツのガバナンス構造にどれだけの変化があったのかという点が主たる論点となった。具体的には、1)改革の実現によってガバナンス構造の変化が生じたという面はないのか、2)「上から」の説得の影響は小さくないのではないか、3)ガバナンスの効率化を目指す中央・地方関係の改革は分権化に向かうことが多いが、ドイツの連邦制改革はどうなのか、4)2003年初頭の欧州委員会からの圧力は他の事例とどう違うのか、5)改革法案採決で中道右派野党議員からの造反の動きがなかったのは何故か、といった質問が出された。これに対して報告者からは、1)この改革は既存の制度が提供していた福祉や労働者保護の量を変えるという性格が強いものであり、ガバナンス構造に質的变化をもたらせる程のものではなかった、2)「上から」の説得は政策立案過程で影響力を発揮しているが、その後の決定・執行の段階では多くのアクターの中の一部(しかも決定権を有しな

い弱いアクター)でしかなくなってしまい、その影響力は限られてしまう、3)ドイツの連邦制改革は連邦と州の管轄権が競合していた政策領域を整理するという性格のものであって、単純な集権・分権の動きではない、4)欧州委員会からの要求は通常の委員会指令のように行動内容を直接指示するものではなく、行動することを求めるという間接的なものだが、財政赤字・経済危機を外部から指摘されるという事態はドイツの威信に関わる問題と意識されて大きな政治問題となった、5)中道右派野党にとって改革は好ましい方向への動きであり、造反の誘因は小さい、といった応答が為された。(安井宏樹)

セッション2

「イギリスの医療政策と地方分権：政治は政策を創り出せるか？」

報告概要

連邦制度およびコーポラティズムに依拠するガバナンス構造ゆえに、多数の拒否権プレーヤーを内包するドイツと比較すると、イギリスは典型的な多数決主義(majoritarian)による意思決定ルールを持ち、集権的単一国制がこれを支えるため、改革が拒否権によって妨害される可能性は少ないといわれる。また、他国の議院内閣制と比べても強力な裁量権を持つ首相は、集権的な政党組織と相まって改革にとって好都合な制度的配置を持っているといえる。政権につけば政策を実行できることへの期待は、政策空間をめぐって繰り広げられる選挙時のダウンスの政党間競争にも現れている。

ただし、戦後イギリスの二大政党を中心とする政治スタイルは、第三政党に不利な選挙制度によって支えられてきたばかりではなく、集権的国制への合意があつてこそ可能であったことはあまり強調されてきていない。この政体に対する考え方が、医療政策および中央地方政府間関係に及ぼしてきた影響は大きいことを当報告では指摘する。これがエスピン・アナセンの福祉国家三分類とともに残滓的自由主義型に分けられるアメリカとイギリス両国の医療政策にみられる根本的違いを作る基礎でもある。そのため、医療システムの財源およびサービス提供主体を公共・民間の組み合わせで4分類するだけでは政策の形成・改革について十分理解することはできない。

公営サービスの非効率性や質の改善を公約して登場したサッチャー政権は、NHS病院にパフォーマンス指標の導入、清掃・食堂等における強制競争入札制の(CCT)の開始などを行ったものの財源・供給主体というマクロ面での民営化を断行することはなかった。NHS 大改革という場合、それはあくまで擬似市場(quasi-market)化のことである。これは従来保健局に統括されていたサービス供給と購入の部門を二つに分け、一般開業医に予算配分権を与えながら互いに競わせることで医療の質を上げていくことを意図していた。その結果、合議的な意思決定スタイルを尊重してきた保険局内から地方議員は一掃され、マネジャリズムが浸透した。一方、中央

地方間関係でも、諸改革に当初から反感を示していたケルト周辺・イングランド北部のみならず、左傾化が進んだ都市や地方自治体に対して、その自律性を制限し、政策決定から排除する改革が選択された。両政策に共通するのは、民間活力の登用が試みられながら、その調整能力を地方には与えないという点である。ここに顧客中心主義を謳う保守党と市民参加・包括を擁護する労働党とをわけける新たな対立軸が生まれたのである。

97年、政権に返り咲くや否や、労働党は権限委譲を実行に移したほか、医療の公平性を回復することを根拠に、予算付き開業医という制度を白紙に戻し、代わりにプライマリケア・トラスト(PCT)とよばれるローカルなニーズに基づいてサービスを購入する組織を整備した。しかし、このPCTの先にあったのは、やはりサッチャー以降の改革に一貫して見られる医療制度の二層化であり、競争原理の徹底であった。独立行政法人として病院を位置づけていくファウンデーションホスピタル法案をめぐっては、与党・閣僚内で意見が激しく対立したが、結局2003年11月に下院を通過した。このことは、政策決定の迅速さというイギリス政治制度の一側面を明らかにする一方で、保守党が標榜してきた政策の遺産を引き受けることでしか政権を奪還することができなかったという新自由主義的政策の浸透が見て取れるのである。そんな中で集権的国制観の変化は、「市場」だけではなく「地方」にも政治・政策決定空間を生み出す契機になるのだろうか。

実際、権限委譲後は、イングランドとは異なる医療政策への選好が各地域で示され、医療政策には分岐が見られる。スコットランドでは、従来から強かった大学病院を中心とする医師専門集団の影響力が、新たな政治空間において増した。それに加えて比例制を含む選挙制度改革により、労働党・自由民主党の連立政権が成立したこと、さらに最大野党として左派的政策選好を持つ国民党を有する政党制によって、医師を中心としながら、地域医療をベースとする再編が試みられている。これに伴い競争原理を促すPCTは廃止された。ウェールズでは、医師会の影響力が小さく労働党の優位が続くことから、代表制原理や社会的包括の徹底といった観点からの再編がなされ、医療サービス自体への配慮が欠如するという傾向が強い。その結果、質の低下は著しいといわれ、ウェールズ議会保健大臣は2005年明けに交代し、新たな大臣がイングランド型市場原理の再導入を主張しているという現状である。

以上の分析から、新たな政体の誕生により、医療政策に分岐が見られたこと、そしてそれが各アクター間の政治的競合のダイナミズムの中から生まれていることがわかった。サッチャー改革は公共・民間という既存の枠を融解し、集権的国制への合意を崩壊させることで、地方が主体・空間として政策決定・実施に影響を与える扉を開いたといえる。イギリスの統治スタイルは、各地域におけるそれぞれのアクターの歴史的な力関係、制度的遺産にも依存しながら、労働党の長期政権下でまさに転換の時を迎えているともいえる。

(小館尚文)

第 165 回比較法政セミナー 2005.1.27

主 題：生と死と生命倫理
報 告：トーマス・R・マコーミック ワシントン大学名誉講師
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：樋口範雄 教授
共 催：英米法研究会 他

比較法政フォーラム

第 126 回比較法政フォーラム 2004.12.14

主 題：アメリカのロースクール
報 告：ドナルド・L・ホロウィッツ デューク大学ロースクール教授
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：浅香吉幹 教授
共 催：英米法研究会

【レポート】

ホロウィッツ教授の報告は、最近のアメリカのロー・スクールが直面している問題について、主観的ではあるが、率直かつ具体的な視点を提示するものであった。

伝統的なソクラティック・メソッドに基づくロー・スクール教育も、学生がケースブック以外の学術書を読むことなく卒業していくこと、判例中心の教育の結果、実務で必要な制定法を扱う能力の養成が疎かになっていること、2年次から始まる就職活動により、2年次以降の選択科目の教育に支障をきたしていること、といった問題がある。教員も、ロー・レビューに掲載した自らの論文を教育に反映させることなく、ケースブックでのみ教育をしている。そのロー・レビューにしても、学生が編集にあたっただけでも、教育効果はなく、編集学生の就職のための箔付けでしかない。

1960年代以降、実務志向のクリニカル教育が発達する一方で、法と経済学など理論志向の強い教育も提供されるようになったことから、多様な教員が混在することになり、教員内部でのコミュニケーションが成り立たない場面が発生するとともに、ロー・スクールの将来像についてのコンセンサスが得られない事態となっている。

また、もともと大多数が実務家となる学生からの教員の評価と、教員内部での同僚の評価とが乖離することにもなった。クリニカル教育にしても、たとえば貧困者の問題を取り扱うといっても、クラス・アクションの利用などといった法政策的な思考をする傾向にあり、実際に貧困者が直面する日常茶飯事の雑多な事件を取り扱うものではない、ということで、実際に卒業後に直面する事件の処理能力を高めるものともいえない。

以上のような現代アメリカのロー・スクールのダーク・サイドを指摘するホロ

ウィッツ教授の報告は、ともすればよい面のみが紹介されがちなアメリカのロー・スクール教育について、挑発的に議論を喚起するものであった。

(浅香吉幹)

第 127 回比較法政フォーラム 2005.1.17

主 題：會澤 恒 北海道大学助教授

報 告：十戒裁判官 - アメリカ・政教分離統治体制と宗教社会の交錯

司 会：樋口範雄 教授

共 催：英米法研究会

【レポート】

本報告では、最近のアラバマ州最高裁判官懲戒免職事件を素材として、アメリカ合衆国における、宗教色の強い社会と政教分離が強調される国家体制との分節のあり方について検討した。

一. Roy S. Moore は、2001 年 1 月 15 日にアラバマ州最高裁判所第 28 代首席裁判官に就任した。Moore は巡回裁判所 (Circuit Court；同州の一般的管轄権を持つ第一審裁判所) 裁判官を務めていた 1990 年代、法廷に十戒を刻んだ銘板を掲げるなどしたことから連邦憲法第 1 修正の政教分離条項の違反を根拠に訴訟を起こされた。これらの訴訟は手続上の理由により本案に至らずに却下されたが、この際のメディアによる注目が彼を「十戒裁判官 Ten Commandments Judge」として世に知らしめる事となった。同州では下級裁判所も含めて党派的選挙によって裁判官を選出しているが、この知名度を以って、Moore は 2000 年秋の選挙に勝利したのである。

選挙期間中から宗教性を強調していた Moore は、就任後の 2001 年 8 月 1 日、アラバマ州司法部庁舎 (州最高裁、民事・刑事の両控訴審裁判所、司法行政部門、法律図書館がある) のホールに、十戒を刻んだ御影石製のモニュメントを設置した。これは、教会の説教台の上に聖書が置かれたような形状をしており、上面に十戒の文言が彫られ、4 つの側面には建国の父祖を初めとするアメリカ史上の人々によるキリスト教や神に言及したテキストが刻まれていた。彼は自らこのモニュメントのデザインに関わった一方、最高裁の他の裁判官に対しては相談も情報提供も全くなされていなかった。彼はこの設置を司法行政の長としての最高裁首席裁判官の権限に基づいて決定したが、制作・設置に公費は使用されていない。

この設置に批判的な若干のグループとのやり取りの後、3 人の無神論者の弁護士が、この設置が政教分離条項違反であると主張して、訴訟を提起した。2002 年 11 月、アラバマ州中部地区連邦地方裁判所は Lemon テストを適用し、原告の主張をほぼ認めて目的要素・効果要素があるとし、政教分離条項に違反する、とした。同裁判所は当初は自発的な撤去を待つとしていたが、Moore が従わなかったため、1 ヶ月後、モニュメントの撤去を命ずるインジャンクションを命じた。控訴の間はインジャンクションの停止が認められたが、2003 年 7 月、第 11 巡回区連邦控訴裁判所

はほぼ地裁の判断を踏襲して Moore 全面敗訴の判断を下した。これを受けてインジャンクションの停止が解除されたが、Moore は期限の同年 8 月 20 日までに従わなかった（あまつさえ、従うつもりがない旨の発言を記者会見で行ったりしており、司法部庁舎には支持者が詰め掛けて騒ぎとなった）。これに対して州最高裁の他の 8 人の陪席裁判官は、州法の規定に基づいて主席裁判官の司法行政権限を覆す手続を執り、モニュメントは庁舎のホールから撤去されて公衆の目に触れない場所へ移された。

この直後、Moore に対する懲戒手続が開始された。8 月 22 日には司法調査委員会（Judicial Inquiry Commission）による、州裁判官倫理規範（Canons of Judicial Ethics）違反を主張する正式な申立が司法部審判所（Court of the Judiciary）に対してなされた。11 月 13 日の同審判所の最終決定は全会一致で Moore の懲戒免職を決定した。州法上、同審判所の判断に対しては最高裁へ上訴できるものとされていたが、本件は Moore も他の陪席裁判官も関与する事件であることから、特別の裁判体が組織された。だが、この特別最高裁（Special Supreme Court）も全会一致で審判所の判断を全面的に支持し、Moore の訴えを退けた。

二. 本件の意義であるが、第一に、このような人物が州最高裁主席裁判官の地位に就いた、ということ自体、一つの関心の対象であると言える。Moore は法律家としても一般的な知識労働者としても必ずしも高く評価されている（いた）人物ではない。にも関わらず、彼が三権の一の長にまで上ることができたのは、アラバマ州が裁判官の選任を党派的選挙によって行われていることによる。1990 年代の事件を通じて宗教的な人物であるとの評判を得た Moore は、2000 年の選挙においてもそのことを前面に押し出した運動を展開した。同州を含む深南部は宗教（保守）勢力の強い地域として知られるが、かかる社会が党派的選挙を通じて Moore を司法部門の長へと押し上げたのである。アメリカの多くの州で行われている選挙による裁判官選任の（いささか極端な例かも知れないが）実態の一部がここに現れている。

三. 第二に、そのような大衆の支持が強固な人物を懲戒する際の言説のあり方に着目したい。Moore に対する懲戒免職の根拠は州裁判官倫理規範違反であるが、その際に倫理規範違反であると摘示された事実は、政教分離原則に違反する十戒のモニュメントを司法部庁舎に持ち込んだことではない。懲戒の請求を行った司法調査委員会も、判断を下した司法部審判所・特別最高裁も、この点に立ち入ることを慎重に回避している。

そうではなく、Moore は、連邦裁判所のインジャンクション命令に従わなかったことによって、司法の integrity と独立を維持し（Canon 1）法を尊重・遵守して不当性やその外観を回避すべき倫理規範（Canon 2）に違反した、とされた。懲戒手続を通じて Moore は、連邦裁判所の判断は宗教と法の関係の理解を誤っていると主張することによって命令に従わないことが正当であると主張したが（そしてこれによって宗教の領域に争点を移そうとしたが）、司法部審判所も特別最高裁も、連

邦裁判所の判断を覆す権能は有しないとの云わば形式論でこの主張を退けた。

Moore の懲戒処分に関わった組織の構成員は直接・間接の政治的任命を伴っていることを考えると、このことは了解できる。社会において宗教の強力な影響力がある以上、反宗教的な（反宗教的に見える）理由付けを前面に出して問題を解決することは、彼ら自身の地位を危うくしかねない。しかし他方で、裁判所の命令に司法部の長自らがあからさまに反旗を翻すとなれば、法の権威を失墜させることになる。そこで、裁判所の命令に従わなかったという点に懲戒判断の対象を絞り、その背景となった事情には立ち入らないことを強調することで、宗教の問題と切り離れた事件の処理をしたのである。

このような戦略が成立するためにはその前提として、仮に市民一般の感覚とは異なる判断（本件では宗教と統治体制との関係についての判断）であっても、連邦裁判所の決定は尊重されなければならない、引いては連邦・州関係も含めた司法的判断の integrity は確保されなければならない、という了解が、市民の間に共有されていることが必要である。そして、（直接に実証することは難しいが、）こうした了解は実際に概ね共有されていると言ってよいように思える。その傍証は、懲戒判断は直接・間接の政治的任命を伴うメンバーによる全会一致で行われていること、この事件の後、Moore の州政治における影響力が低下していることなどに見出すことができる。50 年前の Brown 判決において、連邦（最高）裁判所の判断の執行に多大な困難が伴ったことと対比させて考えると、本件は、一般の市民のレベルにおける、法の支配の理解の位置づけの了解に、この間、大きな変化が生じたことを示している。

（會澤 恒）

比較法政特別講演

「現代民主主義のゆくえ - ヨーロッパから考える」 2004.10.14

報告： アンヌ・ミュクセル 国立政治学財団付属現代フランス政治研究所研究主任

「ヨーロッパ諸国における棄権の増大 - どんな民主主義へ」

パスカル・ペリノー 国立政治学財団付属現代フランス政治研究所所長

「ヨーロッパにおける極右とポピュリズム」

討論： 畑山敏夫 佐賀大学教授

用語： フランス語

司会： 土倉莞爾 関西大学教授

場所： 関西大学児島惟謙館 1 階 法学研究所第 1 会議室

共催： 関西大学法学研究所(「関西大学法学研究所第 34 回シンポジウム」)
東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」

「新しいヨーロッパにおける若者の政治参加」 2004.10.18

報告： アンヌ・ミュクセル 国立政治学財団付属現代フランス政治研究所研究主任

用語： フランス語

場所： 九州日仏学館 5 階 多目的ホール

共催： 九州日仏学館

「2004 年 6 月の欧州議会選挙をめぐって」 2004.10.22

報告： パスカル・ペリノー 国立政治学財団付属現代フランス政治研究所所長

「25 カ国体制の EU におけるヨーロッパ懐疑主義の台頭の解釈」

アンヌ・ミュクセル 国立政治学財団付属現代フランス政治研究所研究主任

「有権者のいないヨーロッパとは？」

討 論：渡邊啓貴 東京外国語大学教授

平島健司 東京大学教授・COE 事業推進担当者

用 語：フランス語（同時通訳あり）

場 所：日仏会館 601 会議室

共 催：日仏会館

東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」

日英プロジェクト - Anglo-Japanese Academy (2) 準備会議

2001 年 9 月に第 1 回 Anglo-Japanese Academy を英国シェフィールド大学で開催した。このプロジェクトは、シェフィールド大学と本センターとの共催で行われた。21 世紀における国際学術交流のあり方をテーマに、法学、政治学、経済学、社会学の社会科学分野における日英の若手研究者のためのワークショップ及び日英のシニア研究者による国際シンポジウムによって、若手研究者の育成、研究分野を超えた日英の若手研究者のネットワークづくり、日英のシニア研究者と若手研究者の交流が実現した。プロジェクトの詳細については本センター発行の *ICCLP Review* 4 - 2、5 - 1 で報告をしている。また、*Anglo-Japanese Academy (2001) Proceeding* (ICCLP Publications No. 7、2002 年) には、参加者から提出されたペーパーを掲載し、英国側は、シニア研究者のペーパーを特定のテーマでまとめ、*Japan and Britain in the Contemporary World : Responses to Common Issues* (Hugo Dobson and Glenn Hook eds., Routledge, 2003) として出版した。

第 2 回 Anglo-Japanese Academy は、東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」、ウォーリック大学 (Centre for the Study of Globalisation and Regionalisation)、シェフィールド大学 (School of East Asian Studies) 等との共催で、2006 年 1 月に英国ウォーリック大学での開催が決まり、8 月 25～26 日、日英の運営委員により、同大学で準備会議、会場視察等を行い、Jan Aart Scholte 教授との意見交換を行った。

第 1 回 AJA と異なる点は、1) 分野を政治学のみ、2) フェローは大学院生とし、日本政治および、ヨーロッパ政治 (特に、英国政治) を研究するものとし、3) 公募による募集、とした。

帰国後、英国側担当者と調整をしながら、日本側運営委員会を開催し、具体的な準備を進め、公募でのフェローの募集を行っている。

出席者

日本側：高橋 進 教授、宮廻美明 教授、月村太郎 神戸大学教授、谷口将紀 助教授、安井宏樹 ICCLP 奨学研究員、和田啓子 ICCLP 助手

英国側：Glenn D. Hook シェフィールド大学教授、Hugo Dobson シェフィールド大学講師、Christopher Hughes ウォーリック大学上級講師、Jan Aart Scholte ウォーリック大学教授

東京大学 21 世紀 COE プログラム支援

21 世紀 COE (The 21st Century Center of Excellence) プログラムに本研究科のふたつのプロジェクト「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」と「先進国における《政策システム》の創出」拠点について、2003 年度に引き続き、本センターは両プロジェクトの研究・教育活動を全面的に支援した。法律系 COE プロジェクトの「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」拠点については、シンポジウム「ビジネスローのソフト化 - ソフトローの先端事例研究」における開催への協力、国際交流に関する情報提供等を行っている。また、政治系 COE プロジェクトの「先進国における《政策システム》の創出」拠点の研究教育事業の事務局として、以下のように、シンポジウム、セミナー、ワークショップの開催、国内外からの研究者の招聘、刊行物の出版、資料の作成等に貢献した。

シンポジウム、セミナー、ワークショップの開催

<シンポジウム>

1. 「第 1 回仮想政府シンポジウム - 電子政府とガバナンス」2004.7.10
2. 「歴史の中の共和主義 - 福田有広氏追悼シンポジウム」2004.9.29
3. 「現代民主主義のゆくえ - ヨーロッパから考える」2004.10.14
4. 「政党の政策位置に関する考察 - 専門家調査の比較からの接近」2004.11.12

<セミナー>

1. 「マネジメントアカウンティングの発展と教育への含意」2004.4.28
2. 「公務員倫理」2004.5.24
3. 「いわゆる『大蔵省支配』をめぐって」2004.6.3
4. 「韓国の自治制度と地方分権特別法」2004.6.19
5. 「日本とアジア地域 - 中国との競合と協調」2004.6.29
6. 「Pluralism and Sovereignty」2004.8.2
7. 「Les nationaux-populismes en Europe」2004.10.19
8. 「2004 年 6 月の欧州議会選挙をめぐって」2004.10.22
9. 「統合ヨーロッパにおける代表民主制の変容」2004.10.25
10. 「日本の安全規制システムとその課題 - 情報利用と制裁のディレンマ、規制の品質管理と第三者機関の役割、信頼の確保」2004.12.18
11. 「Incoherent Empire : A Critique of the American Empire in Terms of *The Sources of Social Power*」2004.12.22
12. 「ヨーロッパの福祉国家・社会政策をめぐって」2005.1.12

<ワークショップ>

1. 「アジアにおける公共部門改革と公共政策大学院の役割」2005.2.16

2. 「ヨーロッパ統合研究の課題と展望」2005.2.23

刊行物・資料等の編集・制作

1. 東京大学行政学研究会 研究叢書 1 『国連システムと調達行政』(坂根 徹)

2. シンポジウム集 (2003.9.1-2005.3.31)

3. セミナー・スペシャルレクチャー・ワークショップ集 (2003.9.1-2005.3.31)

4. Occasional Papers (2003-2004)

‘La loi et les mœurs. La gauche, la droite et les politiques de la sexualité’ Janine Mossuz-Lavau

‘Bush Environmental Policies after Three Years: A Case Study in the New American Politics of Values’ Robert H. Nelson

「永遠に未完の分権改革？」金井利之

‘Politics, Democracy and Citizenship’ Bernard Crick

「比較政治学方法論と日本政治研究」加藤淳子

‘Japan and the Asian Region: Competition or Cooperation with China?’ T. J. Pempel

‘Prospects for the Virtual State’ Jane E. Fountain

‘Pluralism and Sovereignty’ William E. Connolly

「『ヨーロッパ化』とメソレベル・ガバナンス生成の可能性 - 北方『周辺』加盟国からの視座」小舘尚文

「EU 統合と『地域(region)』 - イタリア・スペインの州制度改革と国家構造の変容」伊藤 武

‘La crise de la representation politique en Europe’ ‘L’évolution du rôle des partis dans les démocraties industrielles avancées’ Pascal Perrineau

‘Estimating Party Policy Positions: Japan in Comparative Context’ Michael Laver

‘Purposes, Ways, and Means of Identifying Party Policy Positions’ Michael D. McDonald

‘A Time Machine: New Evidence of Value Change’ 谷口将紀

‘Incoherent Empire: A Critique of the American Empire in Terms of *The Sources of Social Power*’ Michael Mann

5. Working Papers (2003-2004)

「韓国の科学技術政策の決定システムと改革」金 燦東

「国際協力 NGO ウェブディレクトリ」梅田道生

「脱工業社会における左右イデオロギー対立軸の変化と投票行動の再編」梅田道生

「山岸一雄 相模原市議会議員・市民クラブ議員団長インタビュー記録」田口一博

「ベトナム戦争を巡る米英仏日の政策の比較 - 英仏日の対米政策の分析視角の検討」森 聡

「ウィルソン政権期のイギリスのベトナム政策に関する予備的考察 - 1965 年 2 月から 1968 年 3 月までを中心に」森 聡

「ドゴール政権期のフランスのベトナム政策に関する予備的考察 - 1965 年 2 月から

1968 年 3 月までを中心に」 森 聡

「アメリカの対イラク政策に関する理論的考察 - 湾岸戦争終結後からイラク介入決定まで」 森 聡

‘Changing Media, Changing Politics in Japan’ 谷口将紀

6 . D V D

「地方分権改革関係資料（ 1 ）地方分権推進委員会会議要録」 2005.3.31

法科大学院支援

今年度4月1日より68校の法科大学院が文科省によって認可された。東京大学においては本研究科の3専攻（総合法政、法曹養成、公共政策学）の一専攻、法曹養成専攻として、設置された。法曹養成専攻は、いわゆる「ロースクール」、「法科大学院」と呼ばれるものである。

本学の法科大学院は、「法律家としての基幹能力」、「国際的な問題への対応」、そして「多様な人材」の育成を特色としている。国際交流活動の実績をもつ本センターは、下記のような協力と支援を続けてきた。特に、新潟県津南で開催されたアメリカンロー・プログラムの一環であるサマースクールについては、全面的な支援を行った。

<2004年4月28～5月6日 米国ロースクール訪問>

井上正仁法科大学院長と宮廻美明本センター教授により、ニューヨーク大学、コロンビア大学、ミシガン大学を訪問し、アメリカンロー・プログラム全体及びサマースクールについての意見交換、インタビュー。

<2004年5月20日 法科大学院スタッフ・セミナー>

ミシガンロースクール事務局スタッフ4名（David Baum, Margaret Leary, Beatrice Tice, Sarah Zearfoss）の法科大学院訪問に関する招聘手続き、宿泊施設のアレンジメント及び、スタッフ・セミナー、レセプションでの意見交換等。

<2004年6月30日 ミシガンロースクールより訪問>

Dean Prof. Caminker、Ms Gordan の法科大学院訪問の際の図書館等の案内。

<2004年7月23日～31日 法科大学院サマースクール>

米ロースクールの訪問、日程調整、招聘手続き、学生募集、会計、期間中のスタッフ・参加者のサポート、アンケート集計等。

参加者数：学生 44名 社会人 6名

参加教員：マーク・ラムザイヤー（ハーバード大学）、ジョセフ・ホフマン（インディアナ大学）、トム・ギンズバーグ（イリノイ大学）、アンソニー・ザルーム（弁護士）、クリストファー・ハンナ（サザンメソジスト大学）、竹中俊子（ワシントン大学）、井上正仁（法科大学院長）、宮廻美明（ICCLP）、ダニエル・フット、樋口範雄、寺尾美子、浅香吉幹

事務局：久保川陽子（ICCLP）、根岸素子

開催地：グリーンピア津南

授業科目：Jury System and Civil Procedure (Zaloom); Federalism and the Constitution (Ginsburg); Criminal Law (Hoffmann); Torts (Ramseyer); Contract (Zaloom); Tax (Hanna);

Intellectual Property (Takenaka); Administrative Law (Ginsburg)

公共政策大学院支援

2004年4月1日に設置された本学公共政策大学院は、公共政策の形成、実施、評価の専門家の養成をめざし、法律、政治、経済等の専門知識の習得に加え、実務に必要なトレーニングも行っている。その一環として、政治家や実務家を招き、公共政策セミナーを開催した。これらの連続セミナーは、東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」及び、本研究科寄付講座「政治とマスメディア」との共催で行われ、本センターは以下のセミナーについて、開催支援を行った。

第1回公共政策セミナー 2004.10.5

主 題：日本政治の将来と民主党の使命
報 告：岡田克也 民主党代表
司 会：星 浩 朝日新聞編集委員・COE 特任教授

第2回公共政策セミナー 2004.10.12

主 題：日本外交を考える
報 告：田中 均 外務審議官
司 会：星 浩 朝日新聞編集委員・COE 特任教授

第3回公共政策セミナー 2004.10.25

主 題：人道援助における WFP と日本のパートナーシップ
報 告：ジェームス・T・モリス WFP 国連世界食糧計画 事務局長
用 語：英語
司 会：中谷和弘 教授
城山英明 助教授

第4回公共政策セミナー 2004.10.26

主 題：自民党政治とは何か
報 告：久間章生 自由民主党総務会長
司 会：星 浩 朝日新聞編集委員・COE 特任教授

第5回公共政策セミナー 2004.11.1

主 題：地方分権と地域デモクラシー
報 告：堂本暁子 千葉県知事
司 会：森田 朗 教授

第6回公共政策セミナー 2004.11.8

主 題：北と韓日と北東アジア
報 告：孔 魯明 朝日新聞アジアネットワーク会長・韓国元外務大臣
用 語：日本語
司 会：金 忠植 本研究科寄付講座「政治とマスメディア」客員教授

第7回公共政策セミナー 2004.11.16

主 題：私の見た戦後政治
報 告：田原総一郎 ジャーナリスト
司 会：星 浩 朝日新聞編集委員・COE 特任教授

第8回公共政策セミナー 2004.12.14

主 題：変わる世界を読み解く
報 告：船橋洋一 朝日新聞コラムニスト
司 会：星 浩 朝日新聞編集委員・COE 特任教授

第9回公共政策セミナー 2005.1.18

主 題：地方自治は機能しているか
報 告：片山善博 鳥取県知事
司 会：森田 朗 教授

第10回公共政策セミナー 2005.2.8

主 題：公共政策の学びを生かす進路とその未来
パネリスト：菊地敦子 人事院人材局試験審議官
玉村美保子 WFP 国連世界食糧計画日本事務所代表
藤井龍子 公共政策大学院運営諮問会議委員・元労働省女性局長
コメント：高橋純子 月刊『論座』編集部
司 会：森田 朗 教授

（*上記第1回～2回、4回～8回セミナーについては『東大 vs.』朝日新聞社 2005年4月として出版予定。）

客員研究員

本研究科客員研究員の受入における支援を行い、2004 年度、以下の客員研究員が新たに在籍した。

氏 名：Robert B. Leflar
所 属：アーカンソー大学ロースクール教授
期 間：2004.6 - 2004.8
研究テーマ：医療過誤低減のための対策に関する日米比較
受入教員：樋口範雄

氏 名：權 鍾浩
所 属：建国大学校法科大学副教授
期 間：2004.6 - 2005.2
研究テーマ：証券取引所の株式会社化と法理的な課題
受入教員：江頭憲治郎

氏 名：Leon T. Wolff
所 属：ニューサウスウェールズ大学法学部上級講師
期 間：2004.7 - 2004.8
研究テーマ：日本法 - 比較的な見解
受入教員：ダニエル・フット

氏 名：呉 煜宗
所 属：台湾世新大学法学部助教授
期 間：2004.7 - 2004.8
研究テーマ：戦後日本におけるフェミニズム法学の影響
受入教員：高橋和之

氏 名：陳 洸岳

所 属：政治大学法律学科副教授
期 間：2004.8 - 2005.1
研究テーマ：人格的利益侵害に対する金銭的救済
受入教員：森田 修

氏 名：李 鳴
所 属：新潟大学法学部助教授
期 間：2004.9 - 2004.9
研究テーマ：条約の国内法的効力
受入教員：大沼保昭

氏 名：余 輝
所 属：西北政法大学副教授
期 間：2004.12 - 2005.6
研究テーマ：日本信託法と日本法の発展
受入教員：能見善久

氏 名：李 相鎮
所 属：韓国政府国務調整室行政自治課課長（書記官）
期 間：2004.12 - 2005.11
研究テーマ：各自治体間や自治体と中央政府との間の諸紛争に対する調整システムの比較研究
受入教員：金井利之

氏 名：Jérôme Bourgon
所 属：日仏会館研究員
期 間：2004.12 - 2005.8
研究テーマ：中国法制史（清代）
受入教員：北村一郎

氏 名：林 超駿
所 属：国立高雄大学法律学系専任助理教授
期 間：2005.1 - 2005.2
研究テーマ：行政法における法の適正な過程
受入教員：宇賀克也

氏 名：尹 矣燮
所 属：西京大学校法学科副教授
期 間：2005.3 - 2006.2
研究テーマ：日本民法上の相隣関係に関する研究
受入教員：大村敦志

氏 名：尹 泰植
所 属：大韓民国水原地方法院安山地院判事
期 間：2005.3 - 2006.2
研究テーマ：日本国の新民事訴訟法およびその施行状況における研究
受入教員：伊藤 眞

追悼 故福田有広助教授

追悼の言葉

東京大学法学部教授
加藤淳子

<2004年9月29日 追悼シンポジウムレセプションにて>

親しい人をなくすことは私たちの人生において最大の喪失の経験です。一方で、死は人生の終着点であると同時に、その人が生きていた間には気づかなかったことを残された人に気づかせてくれると言う意味で、何か新しいものの始まりであるとも言えます。福田有広さんがなくなったことは、私にとっては限り無い喪失であると共にこうした数少ない貴重な経験となりました。

福田さんと何回か一緒に仕事をする幸運に恵まれたのは、私が法学部に赴任する数力月前から彼の急逝までの一年四力月という短い期間でした。しかしながら、それは福田さんの人間を実感するには私にとっては十分な長さでもありました。福田さんが急逝される直前の夏学期に法学部駒場演習で使われた「にほんご」という朗読の本には、「ことばはからだのなかからわいてくる」という一節があります。この文章とおり、福田さんの言葉はそれが日常の平易なものであっても、彼のひとりとなりを聞く人に生き生きと伝えるものでした。その一つの例として、私が彼の Oxford University Press から出版された著書（Sovereignty and the Sword）について一緒に仕事をした機会に聞いたエピソードがあります。門外漢である私が福田さんの政治思想史の専門書に興味を抱いたのは、実はまさに私が門外漢であるゆえでした。英語圏における専門書の出版は専門家によるレビューが出版社により厳しく行なわれ不確実性が高いものです。もちろん研究の質の高低が出版の可否をきめる主要因ではありますが、一方で運やレビューする側の見方のバイアスといったものもやはり影響を与えることは否定できません。たとえば、日本で生まれ育ち教育を受けたものが日本政治について本を書く場合には、出版を決定する側のバイアスによって有利になることはあっても不利になることはまずあり得ません。それに対して、日本で生まれ育ち教育を受けたものが西洋政治思想について専門書を書く時にはバイアスは明らかに不利に働きます。その業績の質の高さに加え、福田さんがこうした明らかに大変不利な状況であえて専門書を出版するに至ったということに私は大変興味を覚えました。私の質問に答えての福田さんの答は、開口一番「助手論文の基になる論文のできが悪かったので Oxford に行くことにしたのです」というものでした。その時私はきっと怪訝な顔をしたのだと思います。数年後に英国で一流の専門書として出版されるもととなった論文が、一般の目から見て「できが悪い」はずはありません。ところが福田さんは私に自分の答えが聞こえなかったのだと思われるらしく、「論文のできが悪かったので Oxford に行くことにしたのです」と繰

り返した上でそのまま話を続けました。

向上心があるとか、高い目標を設定するとかあるいは謙遜な態度であるとかは、人間の美德としてよく言われるものです。福田さんの優れたところはこうしたものの次元を超えるものであったように思われます。多分福田さんにとっては全てが自分が何か目標を設定しそれを淡々と追求することに尽きており、それが人からどう評価されるとか他から見て困難な目標の達成であるとかは全く関心の他であったのでしょう。ですから常識的に考えれば非常に謙虚な彼の言葉に怪訝な顔をした私の表情の意味も全く意に介さなかったのだと思います。

福田さんと一緒に仕事をしていてこうした彼の物の考え方に何度か感心して私は「本当にいい考え方をしますね」と言ったことがあります。その時の彼の答えは決まって「単純に考えているだけです」というものでした。

残された人々を驚愕させた福田さんのあまりにも早くあまりにも突然の死は、当初は理不尽なものと思われました。しかしながら、福田さん自身が「単純」と言う謙虚な言葉で形容した感情・理性・行動を一貫させる彼の考え方を思い出すに連れ、彼の早世はその美しい考え方の体系によって多くの人間が70年80年をかけても到達しないようなところに、彼がその半分の道のりで到達してしまったからではないかと私は思うようになりました。福田さんが到達したところがどこでありどのようなものであったかについて、彼と時間と空間を共有できなくなった私たちは最早知ることができずそれは残された人々の悲しみをさらに増すものです。一方でそれは福田さんが何かを成就しなくなったことの意味を変えるものでは決してないのです。

思想を専門としない私は、残念ながら福田さんがどれだけ優れた思想家であったか語ることはできません。しかしながら私にもそれを読むだけで自分が今ここに存在すること自体幸せであると感じられる思想書があります。私にとって大変うれしいことに、特に気に入って時折読み返してみるその最後の部分が、私の福田さんに送る言葉として最もふさわしいことに気づきました。福田さんが学生たちに伝えようとした言葉の力を信じてここでそれを朗読してみようと思います。

以上をもって私は、感情に対する精神の能力について、ならびに精神の自由について示そうと欲したすべてのことを終えた。これによって、賢者はいかに多くをなしうるか、また賢者は快樂にのみ駆られる無知者よりもいかに優れているかが明らかになる。すなわち無知者は、外部の諸原因からさまざまな仕方で揺り動かされて決して精神の真の満足を享有しないばかりでなく、その上自己・神および物をほとんど意識せずに生活し、そして彼は働きを受けることをやめるや否や同時にまた存在することをもやめる。これに反して賢者は、賢者として見られる限り、ほとんど心を乱されることがなく、自己・神および物のある永遠の必然性によって意識し、

決して存在することをやめず、常に精神の真の満足を享有している。

さてこれに到達するものとして私の示した道はきわめて峻険であるように見えるけれども、なお発見されることはできる。また実際、このように稀にしか見つからないものは困難なものであるに違いない。なぜなら、もし幸福がすぐ手近かにあって大した労苦なしに見つかるとしたら、それがほとんどすべての人から閑却されているということがどうしてありえよう。

たしかに、すべて高貴なものは稀であるとともに困難である。

真理は万人の所有であって個人の名前によって呼ばれる必要がないとしたこの思想家に、持ち得る限りの敬意を表しつつ、彼の真理の言葉のみをもって私の福田さんへの送る言葉とします。

(引用は、畠中尚志訳 スピノザ「エチカ倫理学」(下) 岩波文庫、1378ページより。)

レポート 英国 HSBC ホールディングスのコーポレート・ガバナンス

比較法政国際センター教授
宮廻美明

2004 年 8 月に英国のウォーリック大学において、当センターが東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」と共催により 2006 年 1 月に同大学で開催予定の Anglo-Japanese Academy (AJA) の募集要領やプログラム内容について英国側当事者と打合せを行った。その打合せ結果に基づいて現在フェローを募集しているところである。

ところでこの打合せの帰途、ロンドンで英国最大の銀行である香港上海銀行の持株会社である HSBC ホールディングスに立寄り、同社のコーポレート・ガバナンスについて質問する機会を得たので、その内容についてご紹介したい。

香港上海銀行は 1865 年その名の通り香港と上海において銀行業務を開始して大成功を納め、その後合併をくり返しながら、2003 年 3 月末ではヨーロッパ、香港、北米などを中心に世界 79 ヶ国 9,500 事務所に 232,000 人の従業員を擁する英国最大の銀行持株会社となった。その傘下には香港上海銀行グループの他 HSBC ファイナンス・グループ、HSBC 投資銀行グループなどの多くの企業グループがある。本店はロンドンの中心街から地下鉄で 25 分程テムズ川沿いに東方に下ったカナリー埠頭のカナダ・ウォーター駅から歩いて 3 分のところにある。黒っぽい服装の銀行員達が行き交う 1 階の広大なロビーで HSBC を紹介してもらった欧州住友商事の金田俊彦法務部長と待っていると、HSBC 銀行員で欧州住友商事を担当している大企業担当のマネージャーであるウェイ氏 (John-Paul Way) が現れ、エレベーターで会議室に案内してくれた。やがて HSBC ホールディングスのアシスタント・グループ・セクレタリーのスタッフード氏 (P.A.Stafford) が笑みを浮かべながら会議室に入って来た。年令は 60 才少し前位の落ち着いた紳士であった。インタビューの機会を与えていただいた礼を言い、予め送っておいた質問票に沿って、HSBC のコーポレート・ガバナンスについての現状についての話を聞いた。

取締役の年令制限について

日本の会社法には取締役の年令についての制限はないが、イギリスの会社法には株主がその延長に同意しない限り、取締役は 70 才で退任しなければならないとの規定がある。そこでまず、運用の実体について、イギリス会社法上公開会社の取締役の年令制限は 70 才となっていることをあげ、HSBC の場合はどのようなになっているか、訊ねた。スタッフード氏からは「当社の定款 95 条によれば取締役の年令による制限については 1985 年会社法 293 条が適用されることになっていますので、70 才以上の取締役はおりません。」という答えが返ってきた。

取締役の構成について

次に、日本の会社では、女性の取締役が極端に少ないことや外国人の取締役がほとんどいないことが指摘されているが、イギリスではどうなっているか、取締役の人数、性別、国籍について質問した。スタフォード氏によれば、取締役の人数は定款の定めにより5名以上25名以下となっているが、現在、HSBCの取締役数は20名であり、そのうち女性は4名。取締役の国籍は英国、米国、中国、オーストラリア、フランスの5ヶ国で、また、業務執行取締役 (executive director) は7名、取締役の任期は3年で、毎年その3分の1が退任することだった。

取締役の任期が3年で、1年毎にその3分の1が改選されることになっているのは、M&A (Mergers and Acquisitions) における敵対的買収に対応するためのスタガード・ボード条項といわれる企業防衛策ではないかと思われる。この場合、敵対的買収をしようとする者は過半数の株式を掌握しても、次期総会において全取締役を自己の意を汲んだ者に総入れ換えることはできず、その為には3年掛かることになる。

独立取締役について

イギリスでは1990年頃からコーポレート・ガバナンスの議論がされてきており、キャドベリー委員会、グリーンブリー委員会及びハンペル委員会によって検討レポートが出され、これらは現在統合規定 (Combined Code) として1つにまとめられている。統合規定は上場企業の取締役の半数以上が独立 (independent) で、業務を執行しない (non-executive) 会社から相対的に独立した取締役であることを推奨している。この点についても、以下のような質問をしてみた。

「コーポレート・ガバナンス原則をまとめた統合規定によれば取締役のうち少なくとも半数は非業務執行取締役であって、独立取締役でなければならないことになっていますが、貴社の場合はいかがでしょうか」

スタフォード氏の回答は、HSBCの独立取締役について、11名の独立取締役がいること、独立取締役の使命は監視機能 (monitory performance) にあるとのことだった。

各種委員会について

統合規定によれば、取締役会から独立した監査、報酬、指名等の委員会を設け、指名委員会は過半数を非業務執行取締役とすること、監査、報酬両委員会は過半数を独立取締役とすることを要求しているので、さらに委員会についての質問をした。

HSBCには、取締役会 (Group Management Board) の他に監査委員会 (Group Audit Committee)、報酬委員会 (Remuneration Committee)、指名委員会 (Nomination Committee)、社会的責任委員会 (Corporate Social Responsibility Committee) の4委員会があり、1) 監査委員会及び報酬委員会の3人の委員は全て非業務執行独立取締役であること、2) 指名委員会の4名のうち2名は非業務執行取締役であり、他の2名は独立取締役、3) 社会的責任委員会の4名の委員は全て非業務執行独立取締役であることがわかつ

た。

スタフォード氏は委員会の内容として報酬委員会を例にあげ、同委員会は 2003 年には 8 回開催されており、役員報酬についてのポリシーと個別の役員のサラリーとボーナスについてパッケージで決めていると述べた。先にあげた業務執行取締役 7 名の報酬はアニュアル・レポートによって公表され、また、各種委員会のメンバーの報酬も、同様にアニュアル・レポートで公開されていると補足した。

取締役会会長と社長の兼任について

統合規定によれば経営のチェック＆バランスを図るため経営執行とその監視は明確に区分すべきであり、上場企業では監視の責任を負う取締役会の会長と執行の責任者である社長（COE）は兼任してはならないとされている。同一企業の中での社長から会長への就任も禁止されている。この点についても質問してみた。

「統合規定によれば取締役会会長と社長とは兼務すべきではないとされていますが、この点はいかがですか」という私の質問に対して、スタフォード氏は、「HSBC でも会長と社長は兼務していませんし、社長が会長に就任することはありません」と明言した。

内部統制システムについて

統合規定は上場企業の取締役会が健全な内部統制システムを維持し、経営上のリスクについて効果的であることを保障するように求めている。また、取締役会が内部統制システムを毎年見直し、その結果を株主に対して報告することを求めている。この点については、

1) 内部統制については常にその有効性について見直しをしており、それを毎年アニュアル・レポートに掲載している。

2) 内部統制システムは会社資産の不正な使用や処分を防ぎ、適切な帳簿を維持し、ビジネスや情報開示のために使用される会計書類の信頼性を維持するためのものであり、物理的な間違いや、損失或いは詐欺的行為をなくすよう合理的な手続を構築し、常に見直しをしている。

とのことだった。

スタフォード氏から、HSBC の定款、株主総会の招集通知、アニュアル・レポートを資料として提供され、更に質問があれば、Eメールで連絡していただければ、もっと詳細な説明をするとの親切な言葉をいただいた。

英国の大手企業のコーポレート・ガバナンスについての長時間のインタビューに対する感謝を述べて、辞した。金田部長と私は重い資料（定款関係書類が約 300 頁、アニュアル・レポートが 380 頁）を小脇に抱え、HSBC を後にした。「日本企業の定款や報告書とどうしてこんなに違うのだろう」

これが二人の一致した感想であった。書類の重さは、英国企業の株主などに対する

情報開示の広さ、深さそしてコーポレート・ガバナンスに対する姿勢の違いを示しているように思われた。

(2005 年 1 月)

論考

明治お雇い外国人から、2004 年夏法科大学院サマースクールへ

比較法政国際センター助手
和田啓子

序

「お雇い外国人は新日本の創造者である」¹という言葉はB.H.チェンバレン²は、遺している。

明治時代に来日した英国人のこの言葉は、21 世紀の現代日本社会を示唆するものでもある。チェンバレンは同時期、日本に「新しい牧場 (Pasture New)」を求めてやってきたラフカディオ・ハーンと異なり、客観的な眼で日本を記している。³

1886 年東京帝国大学創立時にチェンバレンがお雇い外国人教師となつてからおよそ 120 年後の 2004 年 7 月 23 日～31 日、本研究科法曹養成専攻、即ち法科大学院 (ロースクール) 主催によるサマースクール 2004 「Business and Law in America」が新潟県の公共施設で開催され、アメリカから 6 名⁴のロースクール教授及び法実務家が招かれた。

今回のサマースクールでは陪審制と民事訴訟法(jury system and civil procedure)、不法行為(torts)、刑法(criminal law)、連邦制と憲法(federalism and the constitution)、租税法(tax law)、行政法(administrative law)、知的財産法(intellectual property)の 6 科目のうち、1 科目を除いて、英語での授業が午前 10 時から昼食を挟んで午後 4 時半まで行われた。

44 名の学生と 6 名の社会人の参加者のうち何人かに、合宿形式のこのプログラムについて直接感想を聞いたところ、英語による授業については大変だとしながらも、キャンパスから離れた場所で、教師と学生が所謂寝食を共にする経験を楽しんでい

¹ 『日本事物誌 1』東洋文庫 131 (Basil Hall Chamberlain 著、高梨健吉訳 平凡社 1969 年 p.234)。

"...the foreign employ  is the creator of New Japan" (*Things Japanese: Being Notes on Various Subjects Connected with Japan, For the Use of Travellers and Others*, 6th ed. 1939 (1st ed. 1890), reprinted in 2001, Tokyo: Y sh d , p.200).

² 1850-1935 Basil Hall Chamberlain, 1873 年来日、1911 年まで日本に滞在。1886 年から 1890 年まで東京帝国大学文化大学で教える。1981 年、外国人として最初の同大学名誉教師。ラフカディオ・ハーンと親交を深めた。参照：

<http://www.lib.u-tokyo.ac.jp/tenjikai/tenjikai97/chamb.html>

³ 日本政府は西欧と同じ近代化を日本にとり入れるために外国人を高給で雇用したにもかかわらず、ハーンにとっては西欧化されない日本が理想だったため、ハーンは日本の近代化を「ののしった」とチェンバレンは記している (『日本事物誌 2』東洋文庫 147 Basil Hall Chamberlain 著、高梨健吉訳 平凡社 1969 年 pp.15-16)。

⁴ 内 1 名は日本人でアメリカ合衆国で学位を取った現地ロースクール教員。

るようだった。このプログラム自体には賛同し協力を惜しまないと言いながらも学生の英語力不足を指摘した教授や、実務に役立つ科目を増やし、1日の授業時間を長くして短期間の開催を望む社会人からの声もあったが、第1回サマースクール終了後のアンケート回答で全員が指摘したことは、開催場所でのインターネットが使えないことに対する不便さだった。この点については教員と学生たちに個人的に訊ねた時、「問題ない」、「インターネットが使えないので、メールも来ないし、集中できていい」との言葉が返ってきたのだが、おそらく、不在中にどっさり届いていたEメール・メッセージとの格闘があったからだろう。

携帯電話も一部しか使えないと言いながらも、カジュアルな服装でコンピューターでノートを取ったり、授業の前後にテニスやソフトボールを楽しんだり、リゾート地でのサマー・プログラムにリラックスした様子で参加しているように見えた学生たちの姿は、『皇国』(*The Mikado's Empire*)の著者であるグリフィス(William Elliot Griffis)が目にした、ちょんまげ、帯刀、下駄をひきずって登校し、授業が終わると顔や手を墨だらけにして、またすざまじい下駄の音をたてて帰っていく学生たちの130年前の光景⁵からは、まったく想像もできない。

19世紀後半から21世紀初めまでの、日本社会、日本人の駆け足による西欧化の一片を見たというよりも、「教育はあらゆる進歩の基礎である」⁶とした明治政府の「西欧に学ぶ」姿勢が、時を経た現在も途切れることなく続いていることをサマースクールという法科大学院設立第1年目からスタートしたプログラムで改めて確認したような気がした。アメリカのロースクールを手本にして、法科大学院が設立されたことを考えれば当然ではある。異なるのは、新しい国をつくるためという大きな期待を背に、船で海をわたった日本人留学生や、日本にしながら外国人教師のもとで外国語で学んだ明治の学生たちのような気負いはまったくない現代の学生たちの姿だった。

本稿では、明治維新後、政府が雇用した外国人教師を本学の法学分野に特定し、彼らの果たした役割と、本センター設立後の国際学術交流の一環として招聘された外国人研究者・教育者の足跡をたどりたい。

1. 明治維新と外国人教師

明治維新後、日本政府は外国人を雇用して、日本の近代化を図った。「富国強兵」

⁵ 『明治日本体験記』(W. E. グリフィス著、山下英一訳 平凡社 1984年 pp.58-62)。

("Hands and faces are smeared with the black fluid; but, strangest of all, each has two of the murderous-looking swords, one long and the other short, stuck in his belt.", W.E. Griffis, *The Mikado's Empire Book II. Personal Experiences, Observations, and Studies in Japan 1870-1874*, New York: Harper & Bros., 1877, p.370).

⁶ 同 p.59 ("Education is the basis of all progress." W.E. Griffis, *The Mikado's Empire Book II. Personal Experiences, Observations, and Studies in Japan 1870-1874*, New York: Harper & Bros., 1877. p.371)。

「殖産興業」というふたつのスローガンが掲げられ、これらの実現を託されたのが西欧先進諸国からの技術者や学者だった。

明治維新以前のはじめての外国人英語教師は、アメリカ人レオナルド・マクドナルド(Reonald MacDonald)、捕鯨船の偽装漂流者である。1848年、利尻島にやってきたマクドナルドは長崎に護送され、約7ヶ月間、オランダ通司たちに英語を教えた。それまでは、オランダ人から英語を学んでいたため、彼は記録に残る最初のネイティブの英語教師である。しかし、マクドナルドは正式にはお雇い外国人ではなく、偶々、本国へ返される前に英語を教えたただけだった。⁷ 長崎ではその後、来日したアメリカ人の牧師等⁸が通司たちにネイティブの英語を教えている。

徳川幕府は大政奉還の直前、1867年に英国公使パークス(Harry Smith Parks)に、英国から開成学校(東京大学の前身)に英語教師を派遣してもらうよう頼んだが、実現しないまま、明治時代となった。

明治政府のお雇い外国人(「御傭外国人」)教師第1号が、フルベッキ(Guido Herman Fridolin Verbeck)⁹である。フルベッキは1859年、オランダ改革教会の宣教師として長崎にやってきた。大隈重信、副島種臣、伊藤博文はフルベッキに学び、1869年に明治政府に招かれて大学南校(後に開成学校)の教師となり、のちには教頭になった。グリフィスの『皇国』には、グリフィスが当時教頭であったフルベッキの家を訪ねたことが記されている。¹⁰ フルベッキは1873年、開成学校退職後は、正院(現在の内閣)と左院(立法院)に法律顧問として勤務し、1875年以降は元老院(左院の後身)で法典の翻訳などを行い、1877年にこの地位を去ってからも、一時帰国後、再び宣教師として来日し、明治学院の神学部で教える等、終生東京に留まった。

2. 司法省と文部省のお雇い外国人教師

1871年7月、文部省が設置され、大学南校、東校は文部省の管轄となった。また、刑部省を廃して新たに司法省が設置され、同年9月には、司法官の養成を目的として同省内に、「明法寮」が設立される。ここから司法省管轄の法学校と、文部省管轄の法学教育機関の二重の法学教育体系が始まった。

司法省はフランス人ブスケ(George H. Bousquet) 前パリ控訴院弁護士を法学校教師として雇用し、ブスケは1872年に来日する。司法省はさらに、リベロール(Henri de Riberolles)、ガリー(Gaston Galli)の2名を雇う。司法省は、生徒数100人、法学校について10年間の教育期間で全期間官費という構想を打ち出し、この構想に対して、南校から文部省に「司法省の法学校構想に反発し、生徒の動揺を恐れて」、文部省管轄の専門大学校の設立構想を確立することを要望することになる。¹¹

⁷ 『お雇い外国人 5 教育・宗教』(重久篤太郎 鹿島研究所出版会 1968年 p.9)。

⁸ Henry Wood(1858年)、Daniel Jerome Macgowan(1859年)等 (同 p.10)。

⁹ 1830-1898 オランダ系アメリカ人。

¹⁰ 『明治日本体験記』(W. E. グリフィス著、山下英一訳 平凡社 1984年 p.57)。

¹¹ 『東京大学百年史 部局史一』(東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986年 p.5)。

この結果、太政官は司法省の構想に対して、予算を大幅に削減¹²したため、司法省の法律学校の学生数は20名に減らされた。

1872年、「学制」頒布。これにより、南校は「第一大学区第一番中学」と改称される。司法省の法学校の入学者が決定するが、20名のうち、9名が南校からの転出者¹³で、南校の危惧は現実になったことがわかる。1873年、学制実施の年、モルレー(マレー、David Murray)¹⁴が文部省から招聘されて来日した。モルレーは「学監」として当時文部省が招聘した外国人としては最高の待遇を受けた。¹⁵

2-1 司法省の法律学校

司法省の法律学校は1872年9月から開講されたが、外国人教師リベロールの授業科目は、「読方、史略書取、文典、小説暗記、小説書取、翻訳添削、綴字聞書、地理、数学、対話」等¹⁶であり、法学専門というよりも、一般教養、外国語教育一般の科目であることがわかる。

司法省の法律学校規則として「明法寮生徒規則」九ヵ条及び「舎中雑則」が制定され、生徒の官費支給額等が定められた。さらに、開校1ヶ月後には、成績によって上級本科と下級本科への選別をし、新たな授業日程によって、授業が再開される。ところが、このような司法省の法学校の存在に対して、省内に廃止論が噴出する。それは、将来、法学校出身者が省内で重要な存在となり、自分たちの昇進の途を阻まれるという懸念から起きたものであった。このような反発に対して、江藤新平司法卿が自らフランス語の試験を実見し、存続を決めるというようなこともあった。

¹⁷

2-2 開成学校・東京開成学校

司法省管轄の法学校が存在する一方で、第一大学区第一番中学では「専門大学校」の設立の実現に不安をもち、文部省に学校の組織名称等の改正を申し出、文部省より4月10日、「開成学校」と改称すべき通達を受ける。さらに、18日の通達では、専門学科には英語のみを用いるという方針が明記され、普通科でフランス語、ドイツ語を修めた生徒は、転科やその他適宜の処置を命ぜられる。¹⁸

このことは、司法省下でフランス人教師によって授業が行われる法律学校と、文部省管轄下で、英語により授業が行われる開成学校の法学科の2つの教育機関が法

¹² 2万数千円(校舎、寄宿舎等新築費は別)を「当分八千円」に削減(同 p.5)。

¹³ 同 pp.5-6。

¹⁴ 1830-1905 アメリカ人 ユニオン・カレッジ出身、ニューヨーク州オルバニー・アカデミー教員、校長を経て、1863年ラトガーズ・カレッジ教授。

¹⁵ 『お雇い外国人 5 教育・宗教』(重久篤太郎 鹿島研究所出版会 1968年 p.23)。

¹⁶ 『東京大学百年史 部局史一』(東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986年 p.6)。

¹⁷ 同 p.6。

¹⁸ 同 p.7。

律の専門家の養成を担うことに示し、また、1947年に最高裁判所に設置された司法研修所のルーツは明治の司法省下の法律学校にまで遡ることができるのかもしれない。

開成学校法律科は予科・本科各3年間の課程であり、開校当時は予科第一級、第二級に在学生在がいただけだった。

1874年、開成学校法律科本科の教師として、英国人グリグスビー（William E. Grigsby）が採用された。『東京大学年報』第1巻には、1874年（明治7年）12月末の調査による20名の外国人教師の名前が掲載されている¹⁹。そのなかの一人が英国人グリグスビーである。グリグスビーは1874年5月に来日し、その年から万国公法と英国法律を担当し、1878年7月の帰国²⁰まで、列国交際私法、売買法、組合営業法、船舶法、海上保険法、商業委任法、裁判法等を教えていたことが記録にある。裁判法では毎週、裁判報告書を熟読することにより、英国の法理を理解し学識を増進させることができたと報告している。また、それまでなかった法律書庫ができたことも記されている。

法学部の歴史に戻れば、最初の外国人法学教師としてグリグスビーを迎えた1874年5月、文部省より、開成学校は「東京開成学校」に改称を命じられ、同年9月からは予科が統一されて、全学科共通の制度となり、本科は法学科、化学科、工学科の三科制となった。後年の教養と専門の二分化のルーツがここにある。特記すべきは、法学科は英米の大学の規定に基づき、それらのよいものを採用するという方針が打ち出されたことである。このような方針の下に定められた法学科の教科課程は以下の通りであった。²¹

第一年（下級）：列国交際法（平時交際法）英国法（大意、憲法、刑法）憲法史記、心理学及論文、ラテン語、フランス語

第二年（中級）：列国交際法（戦時交際法）英国法（慣用法、結約法、衡平法及其主旨）ローマ法、政学、修身学及論文、フランス語

第三年（上級）：列国交際法（交際私法）英国法律（私犯法、海上法及貿易法）ローマ法、フランス法、比較法論、証拠法及理説

同年9月の法学科入学者は9名。彼らに、上記のような教育、英米の法学教育が行われたのである。たった9名の学生たちが、外国人教師の前で緊張して授業を受けている光景が目につく。ちなみに1878年7月、グリグスビーが帰国した年の

¹⁹ 『東京大学年報』第1巻（東京大学史料研究会編 東京大学 1993年）「外国人教授現員表」（p.19）によれば、米5名、英6名、仏5名、独5名。

²⁰ 参考：グリグスビーが帰国した翌月、フェノロサ（Earnest Fenollosa）が文学部政治学教授として来日。

²¹ 『東京大学百年史 部局史一』（東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986年 pp.8-9）。

法学部在籍者数は36名(4年生7名、3年生11名、2年生10名、1年生8名)²²だった。

2-3 ヘンリー・T・テリー

1877年には英国法律教授として米国人テリー(Henry T. Terry)を雇用した。テリーは、コネチカット州弁護士の経歴をもち、私犯法(law of torts)、不動産法、訴訟法、万国私法、万公法、契約法、組合法等を教え、さらに法律討論会を開いたが、訴状の文案作成の習得が必要として、討論会を中止し、その時間を文案添削に変更しているという記述もある。彼は1878年の授業では、毎週1回、三年生と四年生の学生を対象に法廷訴訟演習を行い、学生4名を選んで、弁論書を作成させる等、実務的な教育を行っている。また、「生徒ノ進學ニ妨害ヲ為ス件三アリ」²³として、以下の3点を指摘している。

1) 病気に罹る学生が多く、米国人より体力がない。

2) 日本人の学生に合った教科書が不十分である。

3) 各国の法律の背景である習慣や風俗を知らない、そして英文学の知識がない。そして、第3の問題については、習慣や風俗を学ぶ手段は難しいが、文学については予備門の教員が意識すれば可能であるとしている。さらに、テリーは、法学学習者の初期段階での簿記学を学ぶ必要性を訴えている。この記録を読んだとき、以前、オーストラリア人の学生が本センターの奨学研究員として採用され、来日後に、本国の大学の試験として、簿記の試験を日本で受けたことを思い出し、欧米での法学教育の伝統を、明治の外国人教師の大学への注意を喚起する文章に見出したような感慨を覚えた。さらに、テリーは同僚のチャーレス・J・ターリング(Charles J. Tarring)と協力し、英国法の学習体系を整えたことを報告している。ターリングは1878年10月に来日し、英国法を担当した。テリーと同様、ターリングも学生たちの熱心な勉強ぶりを認める一方で、身体の弱さを指摘し、健康のために体育の授業を提案している。²⁴

本学部の教職員のソフトボール大会、ボーリング大会、司法研修所・教員対抗のソフトボール大会、あるいは今回のサマースクールでのテニス大会やソフトボール大会は明治の外国人教師の指摘に遡るものであろうか。当時の日本人の食生活を思えば、西欧人から見た日本人の体力の無さ、肉体的な劣等は想像に難くない。

テリーは、1884年7月に帰国したが、10年後の1894年1月に再来日して、横浜で弁護士事務所を開業することを条件として提示し、大学側は兼業を黙認することを決定するという経緯の後、5月から再び、英米法律教師に就任した。²⁵1908年9

²² 同 p.21。

²³ 『東京大学年報』第1巻(東京大学史料研究会編 東京大学 1993年 p.119)。

²⁴ 同 p.153-154。

²⁵ 『東京大学百年史 部局史一』(東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986年 pp.70-71)。

月 19 日の 60 歳の誕生日には、彼の 20 年間の英米法教育の功績をたたえ、小石川植物園で大学が還暦の祝賀会を開催している。そこには文部大臣小松原英太郎、帝國大学総長濱尾新、教え子で当時駐英大使だった加藤高明²⁶ら 140 名が集まった。²⁷ また、テリーは日本人学生たちの法学教育のために、自分の教科書を使った。1878 年丸善から出版された *The First Principles of Law / by Henry T. Terry; Foot-notes supplemented by Maruzen* はテリー著に丸善が注を入れたものである。これは、元田肇によって翻訳され『法律原論』というタイトルで 1885-86 年に出版されている。²⁸ 他にも本学図書館には、*Lectures on Torts*²⁹ と *An Elementary Treatise on the Common Law, for the Use of Students*³⁰ が保存されている。これらの本は明らかに、テリーが日本人生徒のために書いた教科書である。

テリーは 1912 年 7 月まで、約 25 年間、英米法律教師として在職したことになる。テリーが本学を去った翌月の 8 月、元号が明治から大正に変わった。そして、彼に帝國大学名誉教授の称号が与えられた。テリーが 1877 年 1 月に東京開成学校法学科教師として来日し、4 月に東京大学が創立されたとき、法文理三学部の生徒総数は 266 名、法学部本科生は 20 名だった³¹。そして、彼が東大を去った 1912 年 7 月の法科大学卒業生は 433 名（内法律学科 226 名）、次年度入学者数を 500 名と決めている³²。「教育はあらゆる進歩の基礎である」として明治政府が目指した「西欧に学ぶ」教育に添うようにして、本学で教鞭を取っていたことがわかる。チェンバレン、ハーン、グリフィス等、明治時代に来日した外国人の多くが残している日本見聞記の類の著書がテリーにはないようであるが、ヘンリー・T・テリーが、本学部の法学教育の基礎を築いた外国人教師の重要な一人であることは間違いない。

3．東京大学法学部の外国人教師の多様化

外国人教師によって支えられていた高等教育機関の授業は、次第に日本人教師へと移行していく。お雇い外国人教師の高い給与は文部省予算の負担となり³³、海外留学者が帰国すると教師として採用するようになっていく。次第に日本人が高等教育機関の教師として採用されるようになる。そして明治半ば、1880 年代後半になると、「お雇い外国人の時代」は終わる³⁴。しかし、この現象は、「殖産興業」をうた

²⁶ 1860-1926 外務秘書官、駐英公使、外務大臣等を経て、1924 年護憲三派内閣首相。

²⁷ 『太陽』第 14 巻第 10 号(東京博文館 1908 年)。

²⁸ 上下 2 冊。英吉利法律学校より出版、非売品（「禁売買」の記載）。

²⁹ 出版者（Japan? :s.n.）、出版年（1896?）ともはっきりわからない。

³⁰ Maruzen, 1924.

³¹ 『東京大学百年史 部局史一』（東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986 年 p.18）。

³² 同 pp. 142-143。

³³ 「[1887]年、東京大学に雇われたお雇い外国人の俸給は文部省の全予算の約三分の一を占めた。」『明治日本とイギリス』（チェックランド著、杉山忠平・玉置紀夫訳 法政大学出版局 1996 年 p.94）。

³⁴ 『資料 御雇外国人』（ユネスコ東アジア文化研究センター編 小学館 1975 年 p.56）。

った明治政府の方針のもと理工系教師や技術者を指し、法学部では以後も外国人教師3、4名の名前が記録に残っている。前述したグリグスピー、テリー、ターリングは英米法律の教師であった。講義も英語で行われた。ドイツ人教師の名前は1880年代になって始めて記録に出てくる。英米からドイツ、フランスへの多様化はどのようにして行われていったのであろうか。

3-1 東京大学創立期

1877年4月12日、東京大学の創立が決まった。旧東京開成学校、旧東京医学校が、それぞれ、法学部、理学部、文学部、医学部となり、東京英語学校が東京大学予備門として、法理文の三学部の下に置かれた。この年の法学部本科学生は20名であり、教授は前述グリグスピー、テリー、そして井上良一（同年8月着任）の3名、助教授1名、講師3名だった。同年10月には、黒川誠一郎が講師に嘱され、日本人教師によるフランス法律の授業が行われた。

フランス法は1880年には、岸本辰雄が法学部員外教授に任ぜられ担当する。また、この年、「支那古代法律要項」が教科から外され、日本法の教育を本旨として、傍ら、英仏等の法律の大綱を教えることが教科編成の支柱となった。

ところが、1881年、ドイツ留学経験による「独逸同学会」が拡大し、「独逸学協会」が設立されると、「日本の学制における英仏への傾斜と伝統蔑視の傾向」³⁵への批判の声が出てくる。その結果、1882年にはラートゲン(Karl Rathgen)が、文学部行政法及び政治学教師として来日し、統計学、国法学、行政学を担当した。ラートゲンが着任した年、ドイツ人教師によるドイツ語の授業も行われるようになった。ラートゲンは翌年、政治学演習、ゼミを行っている。美濃部達吉は『法學新報』³⁶で、「日本の立憲政治に對するラートゲン教授の批評」と題して、ドイツで発行されている学術叢書にラートゲンの「日本ノ憲法及行政」と題して掲載された論文を論説している。美濃部達吉はラートゲンの觀察は特に獨創的でもなく平凡で表面的ではあるけれども、見当違いの批評でもないとし、日本の立憲政治に對する西洋人の觀察の代表的なものとして、抄訳し、紹介している。1883年には、伊藤博文が要請したシュタイン(Lorenz von Stein)の来日は実現しなかったものの、ビスマルクの推薦により、ルドルフ(Otto Rudolf)が来日する。³⁷そして、この時期、法学を専門とする者のドイツ留学がさかんになる。

3-2 東京帝国大学時代（1886-1918）

この傾向は1886年、工部大学校を統合して、帝国大学が創設された後も続く。

³⁵ 『東京大學百年史 部局史一』（東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986年 p.30）。

³⁶ 『法學新報』第22巻第9号（法學新報社 1912年 pp.1-7）。

³⁷ 『東京大學百年史 部局史一』（東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986年 p.35）。

法科大学は一学年の定員 150 名(法律学科 90 名、政治学科 60 名)でスタートする。同年、ドイツ人ワイベルト(Heinrich Weipert)が 3 年間の契約で来日する。1887 年には理財学教師として、エッゲルト(Udo Eggert)前ゲッティンゲン大学教授を迎え、1888 年の外国人教師は、ドイツ人 3 名、フランス人 1 名、英国人 1 名となるが、1888 年 12 月に英国人は帰国する。英、米、仏の外国人教員に頼っていた法学教育が、ドイツ人教師を採用することによって、多様化していくきっかけはこの頃にある。

3-3 外国人教師の不在 (1919-1956)

1919 年 6 月、テリーの後任として 1912 年 7 月に着任した米国人弁護士カウフマン(James Lee Kauffman)が、解任され、英米法外国人教師はいなくなった。また、同月、1907 年から続いていた外国巡回旅費の支給も中止された。そして、同年 7 月、フランス法教師レー(Jean Joseph Ray)³⁸が解任されると、外国法外国人教員はすべて解任され、本学部には外国人教師がいなくなった。³⁹ 本学部における明治のお雇い外国人の時代は 1919 年 (大正 8 年) に終わったことになる。

この後、短期の来訪による講演会や研究会は開催されるが、授業やゼミを担当する外国人教師の着任は第二次世界大戦後、1951 年 8 月フルブライト法に基づく日米教育交換計画の調印まで待つことになる。そして、1954 年 9 月、フルブライト法による招聘のネーザンサン(Nathaniel Louis Nathanson)⁴⁰が「アメリカ行政法」の講義をすることが決定する⁴¹。外国人教員は、まずフルブライト法による米国人客員教授として、再び、本学部の教壇に立つことになった。1956 年には、同様に、エーレンツワイク(Albert Armin Ehrenzweig)⁴²教授が来日し、週 2 回の授業を担当する。敗戦後の法学教育は主として、米国人教師によって行われた。次第に、英国、フランス、ドイツ等からも、研究者が来日するが、ほとんどが短期の滞在で、特別講演、スタッフ・セミナー等に招かれたものである。

結語 - 法学教育の多様化

1969 年以降は、『東京大学法学部研究教育年報』に記録が残っており、また法学部の国際交流の歩みについても別稿で検証したので⁴³、省略するが、明治政府の称

³⁸ 1916 年 9 月着任、前カイロ仏蘭西法律学校教授(同 p.155)、1921 年 5 月フランス語講師に委嘱。(『東京大学百年史 部局史一』(東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986 年 p.174)。

³⁹ 同 p.169。

⁴⁰ 1908-1983 ノースウェスタン (Northwestern University) 大学教授。

⁴¹ 『東京大学百年史 部局史一』(東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986 年 p.276)。

⁴² 1906-1974 カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授、池原李雄故名誉教授、Noman Jensen と共著の *American-Japanese Private International Law*, (Oceana Publications, 1964)がある。

⁴³ 「東京大学法学部における国際学術交流の推進と比較法政国際センターの歩み」和田啓子、

揚した「西欧に学ぶ」は、敗戦後、「アメリカに学ぶ」へと変わったことは否めない。第二次世界大戦後疲弊したヨーロッパ諸国と同様、日本も豊かな大国、アメリカ合衆国から物心とも援助を受けることになった。

学校給食と同様、大学教育のなかでの、アメリカの存在は大きく、日本の経済成長とともに依存一方の状況からは脱したもの、アメリカのロースクールが日本の法学教育に与えた影響は大きい。そのような影響が本学部のミシガン大学ロースクール、コロンビアロースクールとの交換プロジェクトへとつながり、さらには今夏のサマースクール「Business and Law in America」へとつながる。新潟県津南で開催されたサマースクールの教員と学生たちの親しみのこもった授業風景や、焼き肉パーティー等のなごやかな光景は、敗戦後、アメリカが日本に伝えたものであることを、ひしひしと感じた。

しかし、だからといって、今日アメリカ一辺倒の法学教育が行われているのではない。そのような印象を与えるのは、大きな国際交流プロジェクトはネットワークが発達しているところから、最初の一步が始まるからである。実際の教育・研究現場はそうではないことも強調したい。法学も（本稿では触れなかった）政治学も、アジア、ヨーロッパ、アフリカ等、地球全体を視野に入れた研究・教育が行われている。実際、本センター設立以来、客員教授として、欧米、アジア、南アメリカ等、13ヶ国、奨学研究員として12ヶ国から研究者を招聘している。日本にいる日本人研究者だけではなく、欧米の研究者・教育者が常に意識していることであり、例えば、本年度の「アメリカン・ロー・プログラム」という呼び名に対して、今回来日したアメリカのロースクールの教授たちから、すぐに異論が出たのである。アメリカだけではなく、世界各国の法律を学ぶためのプログラムにするべきだということだった。そして、2005年度は「トランスナショナル・ロー・プログラム」となった。教授陣も、アメリカだけではなく、フランス、スイス等から招く予定である。さらに、学生についても韓国の大学生が参加することになっている。

このように、法学教育にも様々な視点が採用されるようになった。黒船が浦賀に現れ、藩校に外国人を雇い、明治政府がお雇い外国人によって日本の近代化の道を開こうとした時代から今日のグローバリゼーションの時代まで、大学教育は常に多様化の道を歩んできたと言えるのではないだろうか。

（2005年2月）

参考：試験問題 1875

『東京大学百年史』には東京開成学校本か法学科（第1学年＝下級）学年試験の

ICCLP Review 5-2, 2002, pp.46-60 ("The International Center for Comparative Law and Politics and International Academic Exchange: A Tenth Anniversary Retrospective", Keiko Wada, *ICCLP Review* 5-2, 2002 pp.44 - 60).

主要3科目の試験問題⁴⁴が記録として残されている。本稿の終わりとして、130年前の明治のお雇外国人教師が出した試験問題を紹介する。

General Jurisprudence, Constitutional Law, International Law, English and Constitutional History の3科目の問題は以下の通りである。

General Jurisprudence

1. State and explain the various agencies by which the improvement of Law is effected.
Which do you consider most suitable to Japan?
2. What is meant by the statement that 'the progress of society is from status to contract'?
3. Distinguish between a 'sin', a 'crime', and a 'tort'.
4. Trace the rise of the various 'peculia' at Rome in the order of their growth.
5. Examine and compare the family in Rome and Japan.
6. What is meant by the timocratic system of government? Give arguments for and against it.
7. By what means was the Roman Empire firmly established?
8. Trace the rise of feudalism in Western Europe and in Japan, giving the peculiarities of either system.

Constitutional Law

1. What is meant by allegiance? Enumerate its different kinds.
2. Give an account of the case of the Seven Bishops, showing the legal principles decided in it.
3. What various expedients did the early kings of England practice to obtain money without the consent of parliament?
4. What is meant by a malicious prosecution? In what case was its definition given and what was the judgement in that case?
5. Give a summary of the decision in Entick v. Carrington.
6. How far is it true in England Law that there is no wrong without a remedy?
7. What rules have been made to prevent the abuse of the practice of petitioning?
8. Give an account of the case of the 'Aylesbury men'.

International Law

1. Show what different questions are included in the so-called Monroe Doctrine.
2. When is 'intervention' justifiable? Illustrate your answer from history.
3. Discuss the dispute between England and America respecting the north-west territory.

⁴⁴ 『東京大学百年史 部局史一』(東京大学百年史編集委員会編 東京大学 1986年 pp.10-12)。

4. Give an account of the Constitution of Switzerland comparing it with that of the United States.
5. What is meant by private international law? Explain 'lex loci', 'lex fori', 'mobilia personam sequantur'.
6. What is the rule relating to the discharge of contracts?
What was decided in the case of Smith v. Buchanan?
7. What difference of opinion has there been as to the rule to be observed in the assignment of a bankrupt's effects?
8. What different views have been held as to the lawfulness of divorce in the theory and practice of nations.

English and Constitutional History

1. Trace the relationship and Constitutional History.
2. What useful measures were passed in the reign of William 3rd?
3. Give an account of the rebellion of 1745.
4. What were the causes which led to the Declaration of Independence?
5. What means did the early Emperors of Rome take to confirm their power?

参考文献

- 『英国公使夫人の見た明治日本』M.フレイザー、H.コータツツイ(編)、横山俊夫(訳)
淡交社 1988 年
- 『お雇い外国人 5 教育・宗教』重久篤太郎 鹿島研究所出版会 1968 年
- 『お雇い外国人 11 政治・法制』梅溪 昇 鹿島研究所出版会 1971 年
- 『外国人の見た日本 3 明治』大久保利謙(編) 筑摩書房 1961 年
- 『近代化の推進者たち - 留学生・お雇い外国人と明治』アーダス・バークス(編)、
梅溪 昇(監訳) 思文閣出版 1990 年 (*The Modernizers: Overseas Students, Foreign
Employees, and Meiji Japan*, Ardath W. Burks ed., Westview Press, Inc., 1985.)
- 『資料 御雇外国人』ユネスコ東アジア文化研究センター(編) 小学館 1975 年
- 『世界史のなかの明治維新 - 外国人の視角から』坂田吉雄・吉田光邦(編) 京都大学
人文科学研究所 1973 年
- 『太陽』第 14 巻第 10 号 東京博文館 1908 年
- 『東京大学年報』第 1 巻 東京大学史史料研究会(編) 東京大学 1993 年
- 『東京大学百年史 部局史一』東京大学百年史編集委員会(編) 東京大学 1986 年
- 『「20 世紀フォトドキュメント」第 4 巻 教育』景山昇(編) ぎょうせい 1991 年
- 『日本事物誌 1』東洋文庫 131 B.H.チェンバレン、高梨健吉(訳) 平凡社 1969 年
- 『日本事物誌 2』東洋文庫 147 B.H.チェンバレン、高梨健吉(訳) 平凡社 1969 年
- 『法學新報』第 22 巻第 9 号 法學新報社 1912 年

『明治維新とあるお雇い外国人 - フルベッキの生涯』大橋昭夫・平野日出雄 新
人物往来社 1988 年

『明治日本体験記』W.E. グリフィス、山下英一(訳) 平凡社 1984 年

『明治日本とイギリス - 出会い・技術移転・ネットワークの形成』O. チェックラ
ンド、杉山忠平・玉置紀夫(訳) 法政大学出版局 1996 年

『明治文化研究 第三集』明治文化研究会(編) 日本評論社 1969 年

*The Mikado's Empire Book II. Personal xperiences, Observations, and Studies in Japan
1870-1874*, W.E. Griffis, New York : Harper & Bros., 1877.

*Things Japanese: Being Notes on Various Subjects Connected with Japan, For the Use of
Travellers and Others*, 6th ed., B.H. Chamberlain, 1939 (1st ed. 1890), reprinted in 2001,
Tokyo: Yūshōdō.

刊行物一覧

英文ジャーナル(発行本研究科・編集 ICCLP)

University of Tokyo Journal of Law and Politics No.1, 2004.3.31

University of Tokyo Journal of Law and Politics No2, 2005.3.31

ICCLP Publications (英語・日本語他)

- No.1: *Japanese Reports for the 13th International Congress of Comparative Law*
(1990.8.19-24), 1991.5.1
- No.2: *Proceedings of the International Colloquium of the International Association of Legal Science: The Social Role of the Legal Profession* (1991.9.3-6), 1993.2.1
- No.3: *Proceedings of the Symposium: 'Dutch and Japanese Laws Compared'*
(1992.11.9-10), 1993.3.1
- No.4: *Japanese Reports For the 16th International Congress of Comparative Law*
(August 1994.7.31-8.6), 1995.3.1
- No.5: 日本ブラジル比較法シンポジウム報告集/ *Relatório do Simpósio de Direito Comparado: Brasil-Japão* (1998.8.25-26), 1999.6.30
- No.6: 設立5周年記念シンポジウム報告集/ *Proceedings of the 5th Anniversary Comparative Law and Politics Symposium* (1998.11.26), 1999.11.30
- No.7: *Anglo-Japanese Academy Proceedings* (2001.9.4-9), 2002.3.25
- No.8: 日伯比較法政及び在日ブラジル人就業者に関するシンポジウム報告集 / *Relatório do Simpósio Internacional de Direito Comparado: Trabalhadores Brasileiros no Japão* (2002.8.26-31), 2003.3.31

Annual Report (英語・日本語版付)

ICCLP Annual Report 2003, 2004.3.31

Review (英語・日本語)

ICCLP Review:

1 - 1 号, 1998.3.31; 1 - 2 号, 1998.9.30; 2 - 1 号, 1999.3.31; 2 - 2 号, 1999.9.30; 3 - 1 号, 2000.3.31; 3 - 2 号, 2000.9.30; 4 - 1 号, 2001.3.31; 4 - 2 号, 2001.9.30; 5 - 1 号, 2002.3.31; 5 - 2 号, 2002.10.31

Newsletter (英語・日本語)

ICCLP Newsletter:

No.1, 1996.4.1; No.2, 1996.4.1; No.3, 1996.7.10; No.4, 1996.11.30; No.5, 1997.3.10; No.6, 1997.9.30

比較法政研究シリーズ

第1号『ローン・パーティシペーション』山根眞文、2000.2.29

第2号『開発途上国の累積債務問題と法』足立 伸、2000.2.29

第3号『地方政府の財政自治と財政統制（日米比較論）』小滝敏之、2002.6.30

第4号『法人の刑事処罰について』高崎秀雄、2003.11.30

第5号『インターネット時代の証券取引規制』大崎貞和、2004.12.15